

第2 次のいのち支える西予市自殺対策計画

令和6年3月

西予市

はじめに

自殺対策大綱において、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり「生きること」を阻害する要因は、疲労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等であることが示されています。これらは誰しものが抱えうる個別の問題ではありますが、地域や社会の多様で複合的な背景が要因となっています。

令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生活の不安や心の悩みなどの新たな課題や雇用環境の悪化等の要因から、対策の強化が求められています。



本市におきましても、令和元年「いのち支える西予市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、心の健康や自殺に関する知識の普及・啓発、ゲートキーパー養成講座の開催、うつ病の早期発見を目的とした「こころの健康調査」等を全庁的に推進してきました。このような取り組みもあり自殺死亡率は減少傾向にありますが、依然として自ら尊い命を絶たれているという状況は続いています。

このたび、令和6年度から令和10年度までの5年間を期間とする「第2次のち支える西予市自殺対策計画」を策定しました。基本施策に「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」を、重点施策に「女性の自殺対策のさらなる推進」を新たに追加し、今までの取り組みを強化して、全庁的に自殺予防対策を推進していきます。

さらに「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、国、県をはじめ、関係機関の連携を図ると共に、市民の皆様と一体となった取り組みを今まで以上に展開してまいります。

終わりに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えを賜りました西予市自殺対策推進協議会の委員の皆様、関係者の方々をはじめ、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

西予市長 管家 一夫

目次

第1章	自殺対策計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	西予市における自殺の現状と特徴	
1	西予市の自殺の現状	4
(1)	自殺者数と自殺死亡率の推移	4
(2)	自殺者の性別・年代区分別状況	5
(3)	性別・年代別平均自殺死亡率	6
(4)	自殺者の同居人の有無	7
(5)	自殺者の原因・動機別構成比	7
(6)	自殺者の自殺未遂歴の有無	8
(7)	自殺者の有職・無職の割合	8
2	西予市の自殺の特徴	9
3	統計から分かる西予市の課題	10
第3章	これまでの取組と評価	
1	評価指標による現状と評価	13
(1)	基本施策	13
(2)	重点施策	15
2	具体的施策による現状と評価	16
(1)	基本施策1 地域におけるネットワーク強化	16
(2)	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	18
(3)	基本施策3 市民への啓発と周知	19
(4)	基本施策4 生きることへの促進要因への支援	20
(5)	基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	23
(6)	重点施策1 高齢者対策	25
(7)	重点施策2 生活困窮者対策	26
(8)	重点施策3 勤務・経営者対策	28
第4章	自殺対策における取組	
1	基本方針	30
2	計画の数値目標	33
3	施策体系	33
4	基本施策	35
	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	35
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	37
	基本施策3 市民への啓発と周知	39

基本施策 4	自殺未遂者等への支援の充実	41
基本施策 5	自死遺族等への支援の充実	43
基本施策 6	児童生徒の SOS の出し方に関する教育	44
5	重点施策	46
重点施策 1	高齢者対策	46
重点施策 2	勤務・経営者対策	49
重点施策 3	生活困窮者対策	51
重点施策 4	女性の自殺対策のさらなる推進	54
6	生きる支援関連施策	56
第 5 章 自殺対策の推進体制		
1	計画の推進体制	63
2	計画の周知	64
3	進行管理	64
第 6 章 参考資料		
		65

第1章 自殺対策計画の概要

1 計画策定の趣旨

西予市は平成16年4月に5町が合併するにあたり、健康課題を分析する中で「自殺の※SMRが国や県を上回っていること、男性の自殺者が多いこと、レセプト分析でうつ病の受診者が増加していること、自殺率やうつ病受診者に地域差があること」が分かりました。※SMR(標準化死亡比):人口構成等を考慮し全国を100とした場合の割合 西予市159.9(H10~H14)厚生労働省人口動態統計

これらの健康課題があることへの驚きと迷いの中、平成18年度に県外大学との協力を得て自殺対策の第一歩を踏み出しました。そして、うつ病の啓発活動をはじめ、地域の方との話し合いを重ねながら、地域の理解を得て状況に沿った活動を進めていきました。

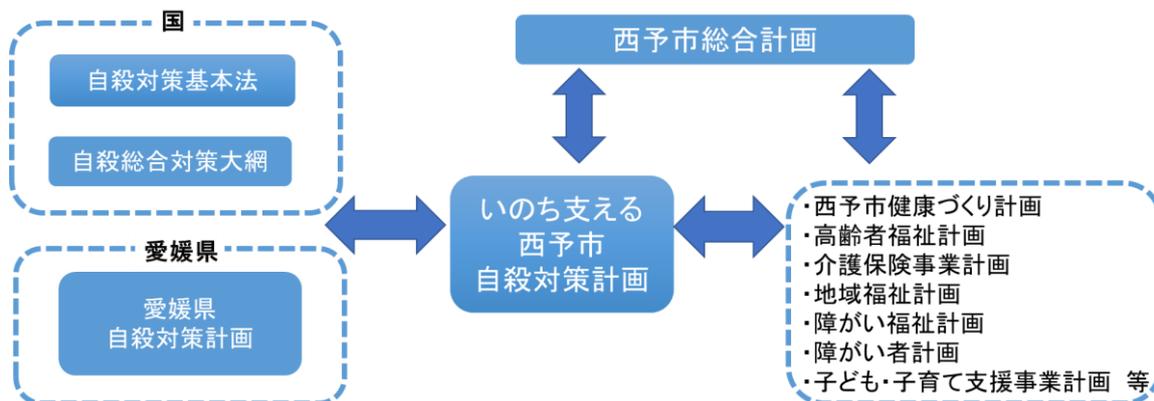
国においても、自殺者数が平成10年から3万人を超える状況が続いたことを受け、平成18年に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)が施行されました。平成19年には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)に基づき自殺対策が推進された結果、自殺者数は平成22年以降減少し、令和元年には2万人を下回るなど着実に成果を挙げています。以降、基本法及び大綱が見直され「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策が「生きることの包括的支援」である基本理念が明記されました。また、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県と市町村に「自殺対策計画」を策定することとされました。しかし、女性や小中高校生の自殺が著しく増加し、自殺者数も2万人を超える水準で推移していることから非常事態が続いていると言わざるを得ません。このような状況を踏まえ令和4年10月には大綱が新たに閣議決定されました。

本市においても、令和元年に「いのち支える西予市自殺対策計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、保健・医療・福祉・教育・労働・司法・市民等と連携しながら自殺対策を総合的かつ効果的に推進してきました。しかし、自殺死亡率は減少傾向にありますが、国や県と比べると高い状況です。今年度、計画期間の5年目を迎え、これまでの取組を評価するとともに、大綱に基づき「第2次のち支える西予市自殺対策計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない「いのち支える西予市」を目指します。

2 計画の位置づけ

(1) 法制度や他の計画等との関係

本計画は、「基本法」や「大綱」、「第2次愛媛県自殺対策計画」等に基づき「第2次西予市総合計画」を上位計画とし、「第2次西予市健康づくり計画」など各種計画との整合性を図ります。



「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。 ○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。 	<p>現行：令和4年10月14日閣議決定 第3次：平成29年7月25日閣議決定 第2次：平成24年8月28日閣議決定 第1次：平成19年6月8日閣議決定</p>
<p>第1 自殺総合対策の基本理念</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p>阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</p>	<p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支える環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する 13. 女性の自殺対策を更に推進する
<p>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</p> <p>✓ 自殺は、その多くが思い込まれた末の死である</p> <p>✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている</p> <p>✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進</p> <p>✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する</p>	<p>第5 自殺対策の数値目標</p> <p>✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 （平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4</p>
<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する 	<p>第6 推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し

(2) SDGs との関係

国際社会共通の目標でもあるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改定版（令和5年12月19日）」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。第2次計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点で、施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。

3 計画の期間

国の自殺対策の指針である大綱は、おおむね5年に一度を目安に改定が行われていることから、本市の第2次計画の期間は令和6年度から5年間とし、国の動向や自殺の実態、社会状況の変化を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
市	いのち支える 西予市 自殺対策計画			H31/R1年度～R5年度（第1次）				R6年度～R10年度（第2次）					
県	愛媛県 自殺対策計画	H29年度～H31年度		R2年度～R6年度（第2次）									
国	自殺総合対策大綱	H29年度～R4年度（第3次）						R4年10月閣議決定（現行）					

第2章 西予市における自殺の現状と特徴

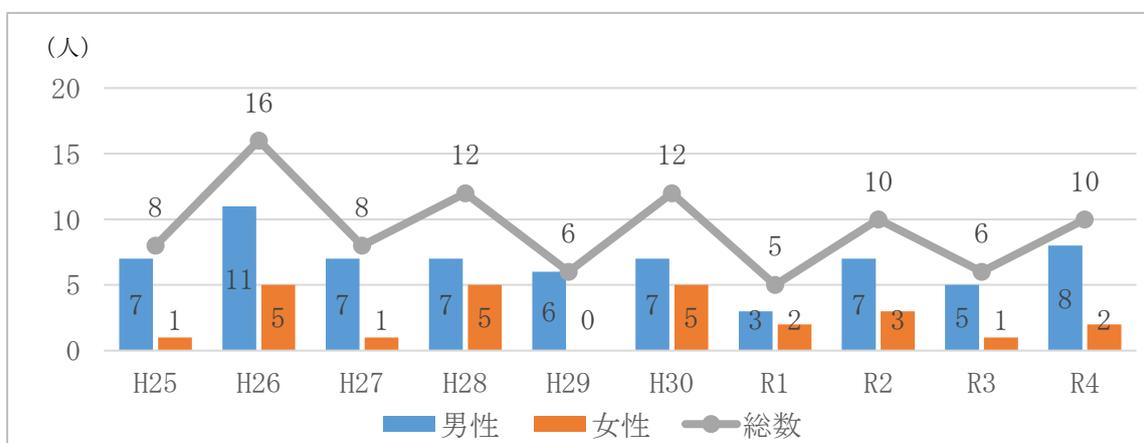
1 西予市の自殺の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

平成25年以降の自殺者数は平成28年をピークに減少傾向にあり、10人前後で推移しています。また男性が女性の1.5～5倍以上多くなっています。(図1)

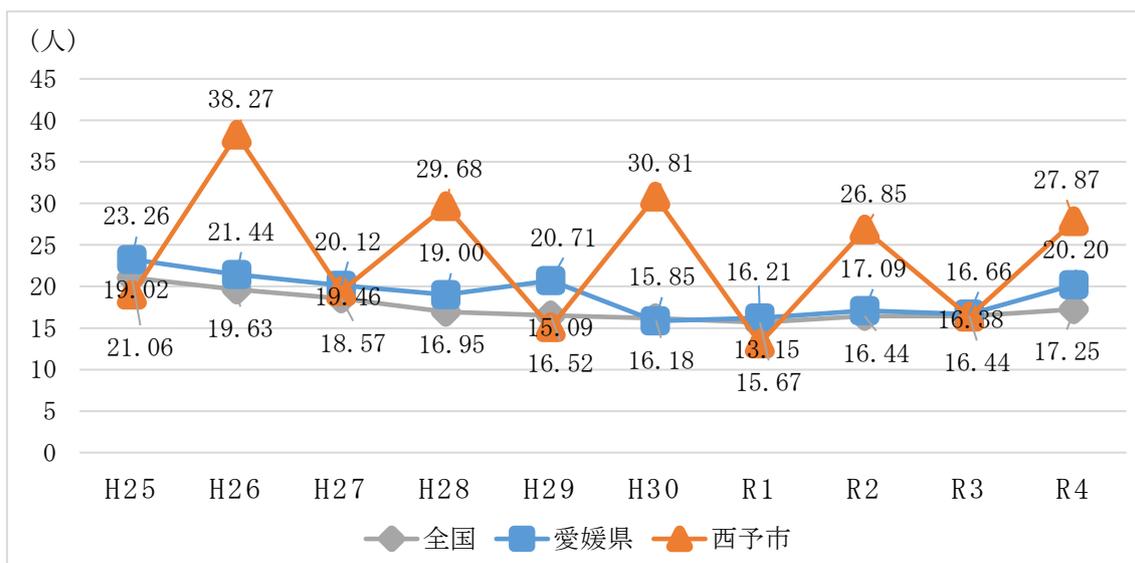
自殺死亡率では、自殺者が10人を超えた年は全国・愛媛県よりも高く、10人未満の年は全国・愛媛県と同様またはそれ以下の傾向にあります。(図2)

図1 自殺者数の推移 (H25年～R4年)



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

図2 自殺死亡率の推移 (人口10万人対) (H25年～R4年)



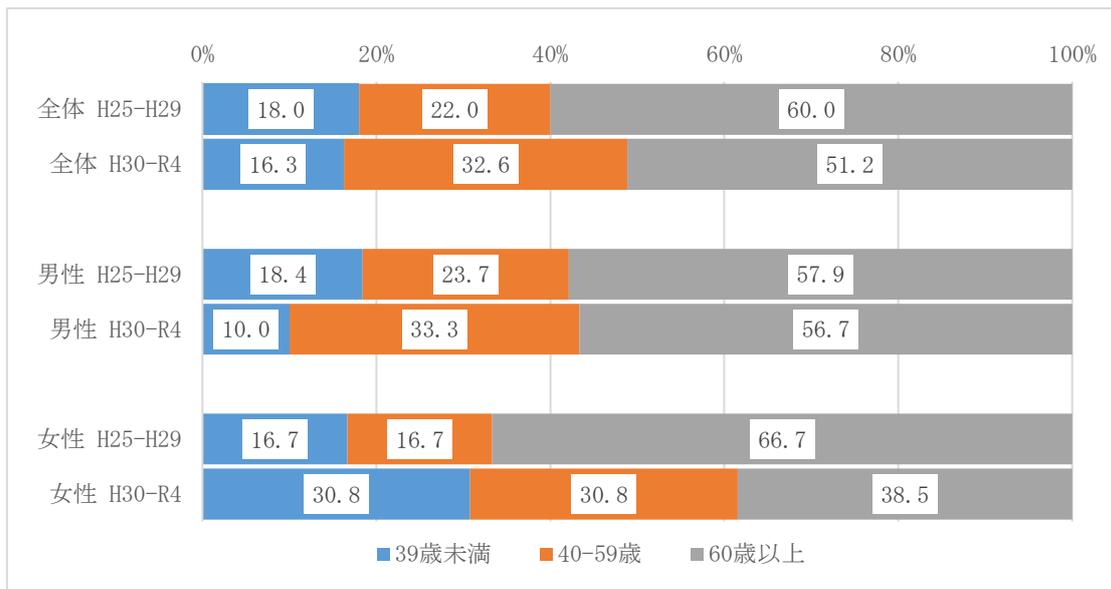
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

(2) 自殺者の性別・年代区分別状況

(平成 25～平成 29 年と平成 30～令和 4 年の比較)

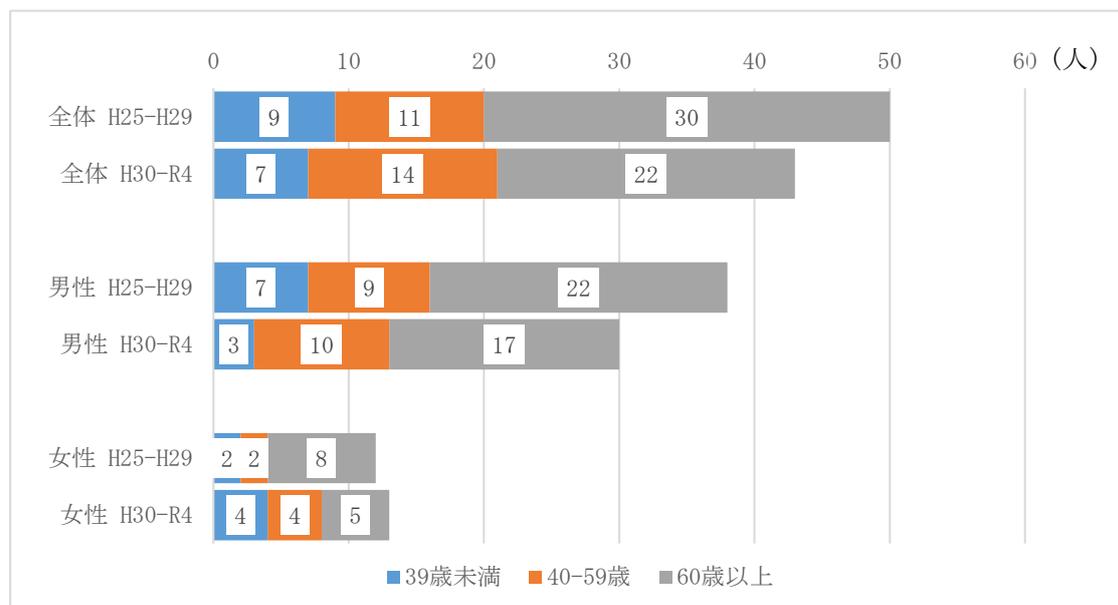
全体では 60 歳以上が 5 割以上を占めています。男性では、40～59 歳で増加がみられます。女性では、39 歳未満と 40～59 歳が増加して各年代区分の割合が同程度になり、変化がみられます。(図 3・図 4)

図 3 自殺者の性別・年代区分別割合 (H25 年～R4 年合計)



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 (自殺日・住居地)

図 4 自殺者の性別・年代区分別人数 (H25 年～R4 年合計)

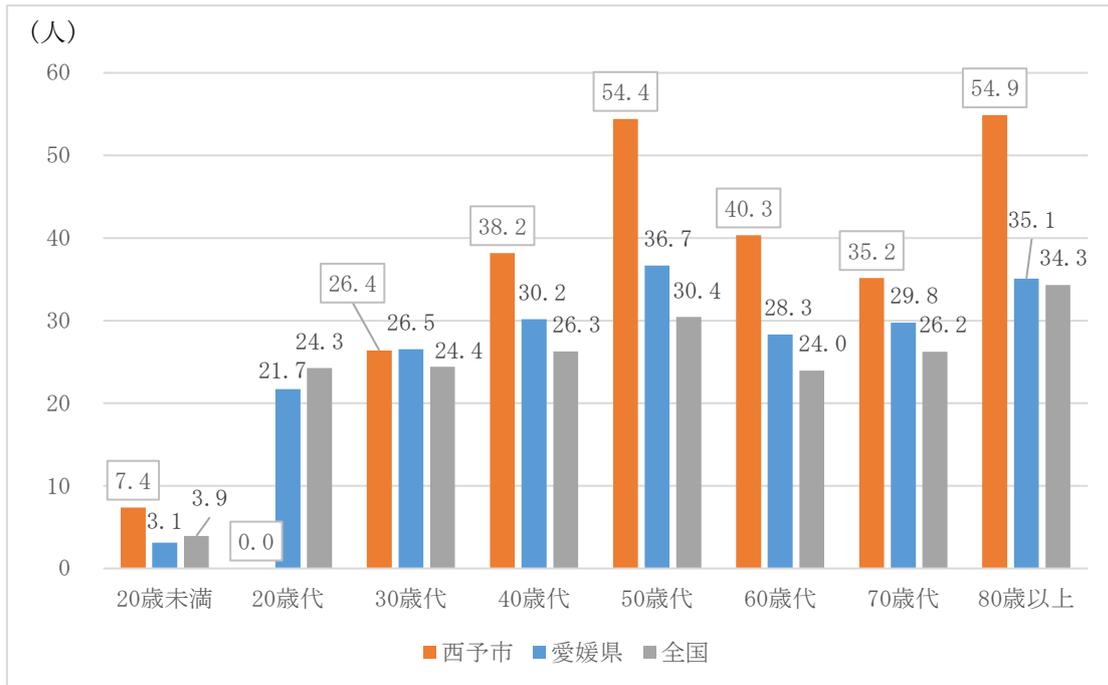


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 (自殺日・住居地)

(3) 性別・年代別平均自殺死亡率

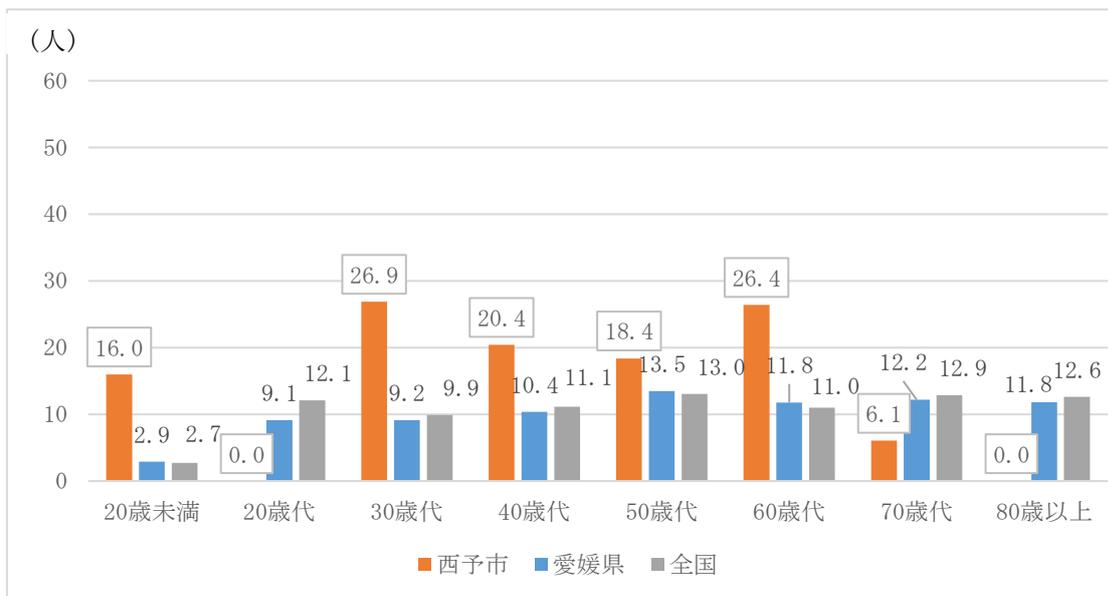
全国や愛媛県と比べると、男性の自殺死亡率は、20歳代以外の年代はすべて高く、特に50歳代と80歳代以上が顕著に高い状況です。女性は、20歳未満・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代が高く、特に20歳未満・30歳代・60歳代が顕著に高くなっています。(図5・図6)

図5 自殺者(男性)の年代別平均自殺死亡率(10万対)(H30年~R4年合計)



出典：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2023

図6 自殺者(女性)の年代別平均自殺死亡率(10万対)(H30年~R4年合計)

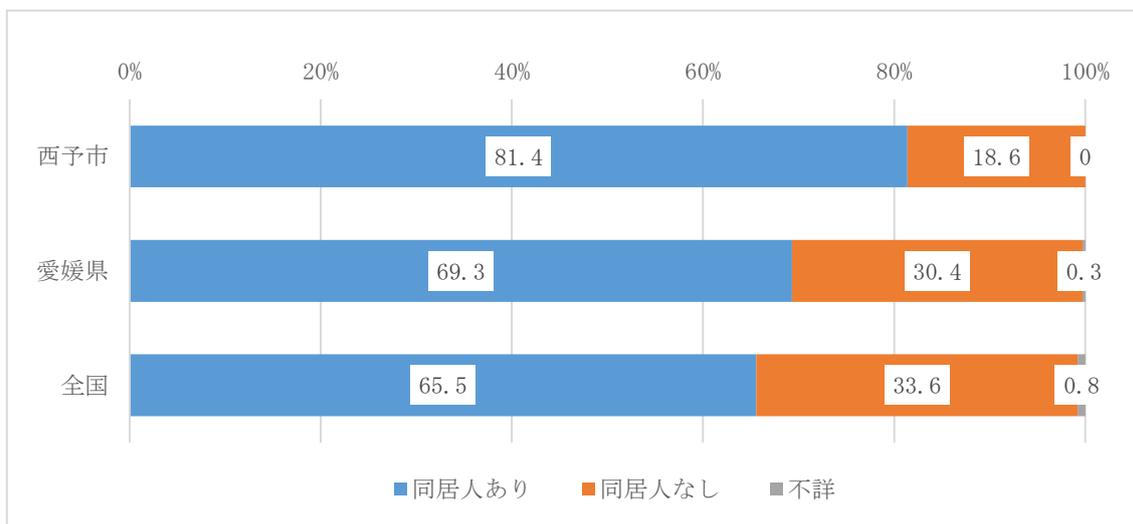


出典：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2023

(4) 自殺者の同居人の有無

全国・愛媛県と比較すると同居人がいる割合が高い状況です。(図7)

図7 自殺死亡者の同居人の有無 (H30年～R4年合計)

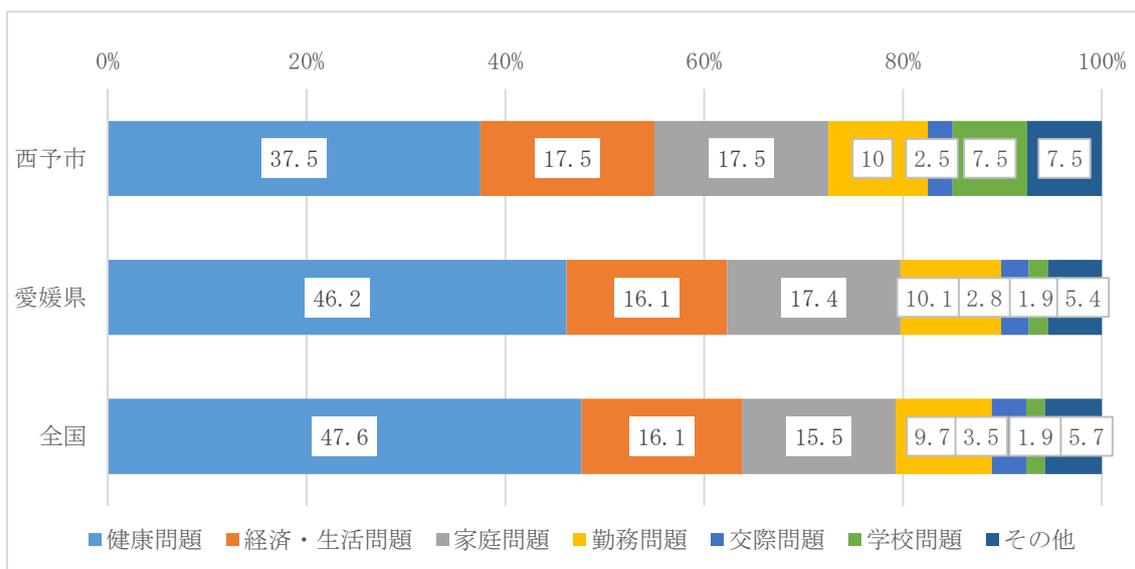


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 (自殺日・住居地)

(5) 自殺者の原因・動機別構成比

自殺の原因・動機別については、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」となっています。全国・愛媛県と同様の傾向にあります。(図8)

図8 自殺者の原因・動機別構成比 (複数選択) ※不詳を除く (H30年～R4年合計)



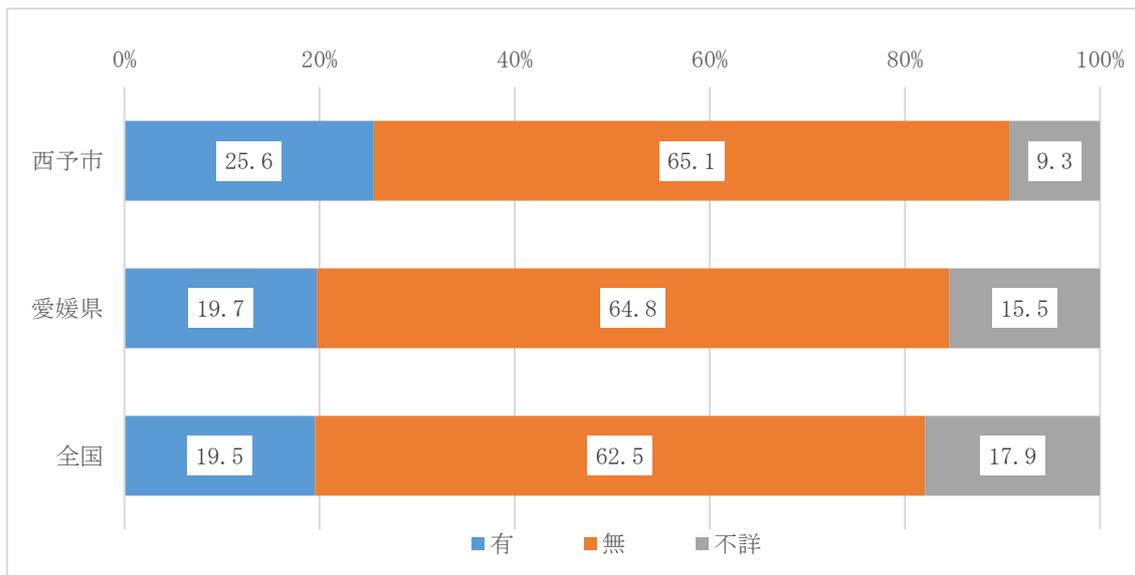
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 (自殺日・住居地)

※ 西予市：43人中 不詳17人を除く
 愛媛県：1,176人中 不詳499人を除く
 全国：104,092人中 不詳24,801人を除く

(6) 自殺者の自殺未遂歴の有無

自殺者のうち自殺未遂歴のある人の割合は約2割で全国・愛媛県と同様の傾向にあります。(図9)

図9 自殺者の自殺未遂歴の有無 (H30年～R4年合計)

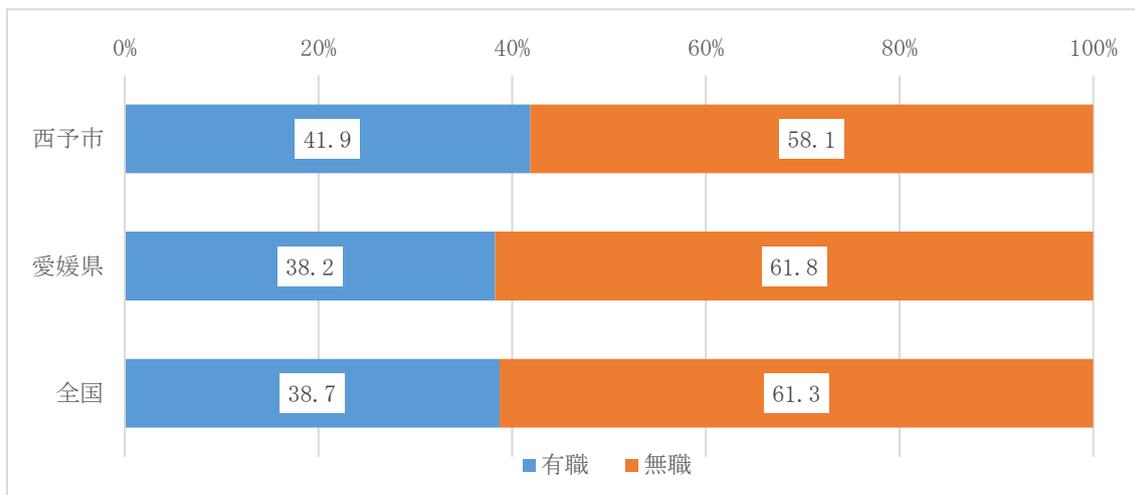


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

(7) 自殺者の有職・無職の割合

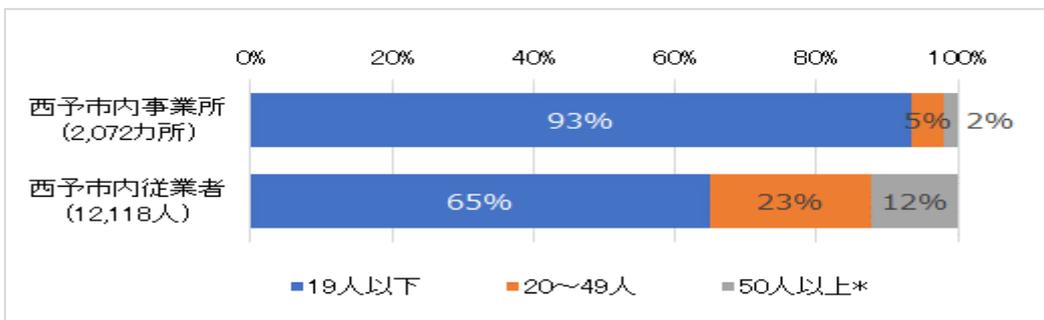
有職者と無職者の比率は、有職者 41.9%、無職者が 58.1%となっています。(図10)

図10 自殺者の有職・無職の割合 (H30年～R4年合計)



出典：いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロフィール2023

図 11 西予市の事業所規模別事業所／従業員割合（H28 年経済センサス）



出典：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

表 1 西予市の事業所規模別事業所数と従業員数

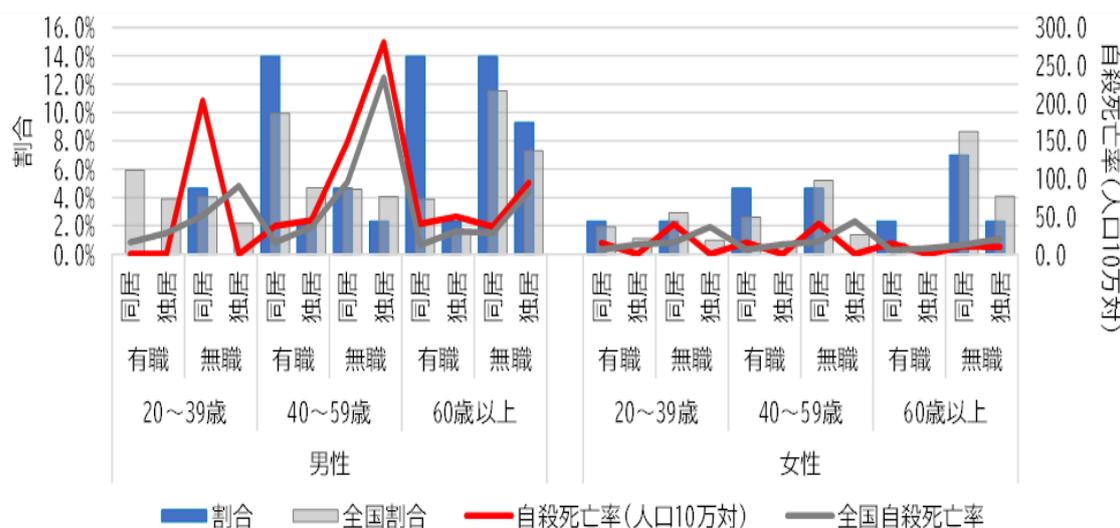
	総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	出向・派遣従業員のみ
事業所数	2,072	1,374	348	211	60	36	15	3	25
従業員数	12,118	2,772	2,279	2,806	1,458	1,328	916	559	0

労働者数 50 人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれます。

出典：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

2 西予市の自殺の特徴

図 12 地域の自殺の概要〈特別集計（自殺日・住居地）（H30 年～R4 年合計）〉



出典：いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロフィール 2023

表2 地域の主な自殺の特徴〈特別集計（自殺日・住居地）（H30年～R4年合計）〉

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)
1位:男性60歳以上有職同居	6	14.0%	40.4
2位:男性40～59歳有職同居	6	14.0%	37.6
3位:男性60歳以上無職同居	6	14.0%	36.3
4位:男性60歳以上無職独居	4	9.3%	94.3
5位:女性60歳以上無職同居	3	7.0%	10.6

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

出典：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール2023

3 統計から分かる西予市の課題

上記の統計や健康づくり計画における「平成元年健康づくりに関するアンケート中間報告(以下「アンケート」という。)」、人口動態調査死亡小票(以下「死亡小票」という。)における自殺された方の情報から課題を検討しました。

まず、西予市では平成18年度から本格的に自殺対策に取り組みを始め、自殺者は減少傾向にあり、その状況も変化しています。男性は60歳以上すべての年代において、女性は60歳代において自殺死亡率が顕著に高く、高齢期における対策をさらに強化する必要があります。また、男性では40～59歳の死亡率が高く若年者、働き盛りの年代に対する自殺対策の推進も重要と考えます。

アンケートから、男性は「家族や友人、医師などに相談する」人が少なく、「相談する先がわからない」「相談する必要がない」と答えた人が多いという結果が出ました。自分の心の健康を自分自身で認識することは非常に困難です。自殺予防の効果が認められているうつ病スクリーニングを効果的に実施するために、ハイリスクな年代や属性の方を把握し重点的に取り組む必要があります。さらに、支援者の方から対象者にアプローチし個別支援につながります。

死亡小票からは精神疾患を抱えた方、介護認定された方、生活困窮者が自殺で亡くなっていることが分かりました。近年は普及活動が減少しており、新型コロナウイルスが少なからず影響していたと思われれます。今後はうつ病や精神疾患

の正しい理解を深める機会や相談機関・相談事業の紹介、その活用について普及する活動を増やす必要があります。

さらに介護、福祉、学校、全庁関係課等、様々な立場におけるゲートキーパーを増やし、心の健康を損なっている人にあらゆる場面で気づいて適切な対応ができる人材を確保することが重要になります。

近年は、女性や20歳未満の自殺者が増える傾向にあり、日々の母子保健活動からも要支援妊産婦に対し、産科と連携して心の問題を抱える方を支援することが増えています。また小中学校と連携して子どもの心の問題に対応することも増えています。子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化としての事業を活用して、第2次計画において自殺対策を推進することができると思われれます。

以上の課題及び自殺実態プロファイルの属性情報から、本市における重点施策として「高齢者」「勤務・経営」「生活困窮者」「女性」の4点を挙げ、自殺対策に関する具体的な取り組みを推進していきます。

【自殺死亡率】

自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの（自殺者数÷人口×100,000人）

※各地方公共団体の人口は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」人口規模の違う集団の比較をするために使用する指標

【地域自殺実態プロファイル】

いのち支える自殺対策推進センターにおいて全国自治体の自殺実態を科学的に分析し、地域特性に応じた自殺対策が実施できるように自治体の類型化と政策パッケージなどを各自治体に提供されたもの

第3章 これまでの取組と評価

令和元年9月に第1次計画を策定し、自殺対策の視点をもって各関係機関・担当課で取り組みを推進してきました。推進状況は毎年確認し、評価を各関係機関等に依頼し共有しています。第1次計画の数値目標及び各施策の取組について評価を行います。

【数値目標】

平成29年に閣議決定した大綱では「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」ことを数値目標としています。

本市では、自殺者数の単年比較が難しいため、平成24年～平成28年（基準値）と令和3年～令和7年の5年間における比較で評価することとしています。国の目標値を踏まえ、第1次計画の数値目標は令和5年に自殺死亡率(平成30年～令和4年)を基準値と比べて20%の減少である21.2と設定しました。自殺死亡者数は目標値を下回り、自殺死亡率は上回りました。

評価年		令和5年		令和8年
データ基準年	H24～H28	H30～R4		R3～R7
	基準値	目標値	現状値	目標値
自殺死亡率(人口10万対) (平均・人)(自殺日・住居地)	26.5	21.2	<u>23.0</u>	18.6
自殺死亡者数 (平均・人)(自殺日・住居地)	11.0	8.8	<u>8.6</u>	7.8
対H24～H28年比		20% 減少	13.2% 減少	30% 減少

出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロフィール

【施策の評価】

評価基準

- ：目標を達成・十分な取り組みができた
- △：ある程度取り組みができた
- ×：十分に取り組みができなかった

1 評価指標による現状と評価
(1) 基本施策

評価項目	目標値 (令和5年度)	現状 (令和4年度)	評価
自殺対策庁内ワーキング 自殺対策推進庁内幹事会 自殺対策推進協議会	各1回以上/年	各1回/年	○ 計画の進捗状況及び課題の共有 関連事業や施策の専門的な意見 交換を行うことができている。 全庁的に自殺対策を進め、連携 強化につながっている。
要保護児童対策地域協議 会 青少年育成協議会 地域ケア会議 等	要保護児童対策地域 協議会 代表者会1回/年 実務者会4回/年 ケース会議16回/ 年 青少年育成協議会 3回/年 地域ケア会議 48回/年	要保護児童対策地域協 議会 代表者会1回/年 実務者会2回/年 ケース会議5回/年 青少年育成協議会 1回/年 地域ケア個別会議 11回/年	△ 開催回数は未達成だが、必要に応 じて開催できている。各会におい て要支援者の個別対応や子ども 達の健全育成等を協議し、関係機 関同士の連携強化が図れている。
ゲートキーパー養成講座	対象：西予市職員(窓 口業務等で市民と接 する機会の多い担当 者)・民生児童委員・ 市民等 3回以上/年	対象：市職員・介護職員 (居宅介護支援事業 所、地域包括支援セン ター職員)・教職員 5回/年	○ 市職員・介護職員・教職員対象に 実施できた。身近な地域での支援 者を増やすこと、また実践が難し い分野のため、継続した開催が必 要である。
心の健康教育	対象：民生児童委員・ 保健推進員・高齢者サ ロン等市民 10回以上/年 延300人以上	対象：民生児童委員・婦 人会・PTA・子育て中 の保護者・職域等市民 5回/年 延460人	△ SOSの出し方教育(小学校)に 関連して対象校の人権集会にて PTA・児童に実施できた。また 民生委員・婦人会・子育て中の保 護者・企業の従業員など働き世代 を対象にも実施できた。地域の高 齢者への教育実施回数が減って いることが課題である。

広報誌やホームページ等を活用した普及啓発	2回以上／年	3回／年	○ 心の健康づくりについて定期的に掲載できている。
心の健康相談日や相談機関（窓口）一覧表の作成および周知配布・設置	周知場所を増やす 市機関（庁舎・公民館等各窓口・公用バス内等） 市内医療機関等 福祉施設 各会議等	市役所窓口 クラウドシステム kintone ホームページ・広報・心の健康教育・ゲートキーパー研修等で配布	△ 窓口一覧表の作成・ライフステージごとの相談窓口を作成し、心の健康教育やゲートキーパー研修等で周知した。しかし、市内医療機関等での周知は未実施のため、医療機関・企業等周知場所を増やしていく必要がある。
各種イベントでの普及啓発	1回以上／年 イベント時に既存のチラシを配布	未実施	× 新型コロナウイルス感染症拡大によりイベント自体が中止となった。イベント開催時は普及啓発できるよう各関係機関と連携して取り組むことが必要である。
大規模災害発生時と発生後の被災者支援	大規模発生時は、関係機関と協力し随時迅速対応 被災者支援の継続	H30 年豪雨災害の支援は福祉課が実施 被災者支援機関の地域ささえあいセンター（西予市社会福祉協議会）はR4年3月閉所したが、その後のケース対応については福祉課が関係機関で協議	○ 被災者支援は福祉課がとりまとめを行い、関係課や社会福祉協議会が情報共有して、通常業務の中で支援している。
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	各学校1回／年	モデル事業の取組（小学校1校） 授業の実践（小学校1校・中学校3校） 委員会活動等その他の活動での取組（中学校1校）	○ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育が実施できるよう、関係機関と連携し、R3年度から様々な準備を行い、R4年度モデル事業を実施し、体制を構築した。その後R5年度からは各学校で実施できている。今後も継続できるよう連携し推進していく。

(2) 重点施策

評価項目	目標値（令和5年度）	現状（令和4年度）	評価
高齢者うつ病スクリーニング	介護保険申請・更新・変更時及び必要と判断した時実施 早期介入を継続 介入率 100%	介護保険申請・更新・変更時及び必要と判断した時実施 早期介入を実施 介入率 100%（3人）	○ 地域包括支援センターが陽性者を地区担当保健師に連絡し、連携して訪問・相談で対応することができた。 地域包括支援センター内で対応している事例もある。
70歳「こころの健康調査」	1回/年 対象の6割以上の実施率 二次スクリーニング実施率 95%以上	1回/年 一次スクリーニング回収率 57% （348人/611人） 二次スクリーニング実施率 95.6% （43人/45人）	○ 目標値には達してはいないが、スクリーニングは回収率 45%以上で有効のため、自殺予防に効果があると判断する。本調査は実施後約5年間、予防に有効であるため継続実施する。
高齢者の各種講座や健康教室・生きがいくりの場	H30年度より増加 H30年度の値 高齢者サロン数： 129か所 高齢者健康教室 行政介入回数： 延 387回 （参加延人数：5,119人） 公民館高齢者事業83回	高齢者サロン数： 113か所 高齢者健康教室 行政介入回数： 延 311回 （参加延人数：2,998人） ※包括介入回数も含む	△ 三瓶町で実施していた高齢者教室をR2年度で終了したことや新型コロナウイルス感染拡大のため、中止・縮小したが、今後は要望・状況に合わせて実施していく。
生活保護相談 生活困窮者相談 等 各種相談	相談を通して関係機関で連携をとり、対象者への適切な対応を実施	相談を通して関係機関で連携をとり、対象者への適切な対応実施	○ 様々な問題を抱え生きづらさを抱えているケースについては、必要な支援につながるよう地域や関係機関が連携して支援を行う体制を継続する。
税金、保険料、水道料、保育料等の滞納者で問題を抱える可能性のある方への支援	自殺リスクにつながりかねない人を必要な支援につないだ件数を増やす	対象者に応じた適切な対応を実施。また他課と連携して対応を実施	○ 対象者に応じた適切な対応を実施。また他課と連携して対応ができています。

働く世代への普及啓発 職域のメンタルヘルス教育	市職員対象 1回以上/年 職域での回数を増やす	市職員対象 3回/年 職域対象 1か所/年	○ R4年度から職域への健康教育を実施している。働き盛りの年代への普及啓発は職域保健との連携が必要である。今後も職域と連携し健康教育・相談体制等の情報を共有し実情を踏まえて効果的・効率的な対策を検討する。
50歳「こころの健康調査」	1回/年 一次スクリーニング 6割以上 二次スクリーニング 実施率95%以上	1回/年 一次スクリーニング 回収率43.1% (163人/378人) 二次スクリーニング 実施率82.1% (23人/28人)	△ スクリーニングは回収率45%以上で有効であるが、男性の回収率が低い。しかし50歳は陽性率が高く、介入の機会となる本調査は必要であり、調査方法を検討して継続実施する。

2 具体的施策による現状と評価

(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
自殺対策推進協議会	健康づくり推進課	1回/年(11月)	計画の進捗状況を確認し、市の課題の共有と事業や施策の確認をし、関係機関と専門的な意見交換を行った。
自殺対策庁内幹事会 自殺対策庁内ワーキング	健康づくり推進課	1回/年(7月) 1回/年(5月)	庁内が横断的に取り組めるように市の現状や課題の共有と評価を行い、自殺対策を推進した。 自殺対策に関する施策を具体的に推進できるように評価・推進した。
要保護児童対策協議会	子育て支援課	代表者会 1回/年 実務者会 2回/年 ケース会議5回/年 市内小中学校と連携し、「死にたい」ワードを出した児童生徒の情報共有をし、家庭・地域での見守りを支援	連携をする中で、家庭環境の問題や経済的支援につながったりすることもあり、多面的に関わっていった。

青少年育成協議会	まなび推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会において各小・中学校の現状について情報共有を実施 ・西予市いじめ問題対策協議会は未実施 ・心の相談や自殺対策の相談窓口につないだ事例：0件 	定例会での情報共有の場で問題となる事案が出た場合は関係機関と連携する。
地域ケア個別会議	長寿介護課	11回／年	高齢者の個別への支援内容を検討し課題解決を支援している。地域包括支援ネットワークの構築・地域づくりにつながっている。
地域自殺対策検討連絡会	八幡浜保健所	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施	R5年度は連絡会を開催。関係機関での自殺対策について検討する場となっている。
地域自殺対策検討連絡会ワーキング部会	八幡浜保健所	1回／年 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市町自殺対策担当者と保健所のみでオンラインにより開催 ・各関係機関の取組状況や自殺対策計画の進捗状況等について報告・意見交換を実施 	自殺対策計画の進捗状況の報告等を通して、市町における今後の支援や自殺対策計画の見直しについて検討する機会となっている。
自殺未遂者相談支援	八幡浜保健所	連携システム※による相談件数：10件（西予市4件）	連携システムによる相談件数は年3件程度で推移している。
社会的ひきこもり対策（相談機関や活動グループとの連携等）	八幡浜保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市対象では未実施 ・他市において民生児童委員対象の研修会実施 	他市で研修会を実施した際に「ひきこもりについて理解できた」「相談窓口が分かった」等の反応があり、R5年度は西予市で民生児童委員対象の研修会を実施。支援体制の強化につながっている。

※八幡浜保健所が作成している自殺未遂者・家族（自死遺族含）の消防・警察・医療機関による支援体制

(2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
ゲートキーパー養成 講座の開催 (介護福祉従事者等) (市職員研修) (学校関係職員研修)	健康づくり推進課	1回/年(6月) 市内の居宅介護支援事業 所、地域包括支援センター 職員対象 参加者数:40名 2回/年(9月) 市職員対象 参加者数:55名 1回/年(11月) 教職員対象 参加者数:14名 1回/年(1月) 養護教諭対象 参加者数:16名	計画どおり各対象に合わせた講座 が実施できた。各講座アンケートを 実施し、6割程度の理解度があつ た。 今後の講座については、理解度に合 わせた内容・回数を検討し、今後も 継続していく。
職員研修	総務課	・メンタルヘルス研修 3回/年(セルフケア・ライ ンケア) 参加者数 (セルフケア):61名 (ラインケア):49名	メンタルヘルス研修を計画通り実 施できた。 参加した職員については知識の普 及ができた。
心の健康教育	健康づくり推進課	5回/年 対象:民生児童委員・婦人 会・PTA・子育て中の保護 者・職域等市民 参加者数:460名	講演内容の感想では、「日頃の活動 に活かすことができる」という割合 が9割以上であった。
学校保健委員会	西予市養護教員部 会	・SOSの受け止め方につ いての理解、傾聴ペアワー クの実施(小学校1校)	プライバシーへの配慮もあり、保護 者全体で自殺対策の具体的な事につ いて協議する機会は難しい。

(3) 基本施策3 市民への啓発と周知

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
広報やホームページでの普及、啓発	健康づくり推進課	自殺防止につながる様々な相談窓口を案内 ・広報にて毎号掲載 ・ホームページで随時掲載	心の健康づくりについて普及啓発ができています。
相談機関一覧表を市役所・福祉・医療機関に配布し、広く相談窓口の周知	健康づくり推進課	・ライフステージごとの相談窓口一覧表をワーキング委員を通じて各部署窓口へ配布 ・クラウドシステムkintoneを利用し相談窓口周知 ・市民課にて、死亡届時に「大切な人を亡くされた方へ」相談窓口の周知 ・庁内各部署にて、自殺予防週間等を通してポスターの掲示やチラシの配布	必要な場所へ周知はできているが、活用されているかの評価はできていない。
各種イベントでの啓発	健康づくり推進課	新型コロナウイルス感染症拡大等で未実施	新型コロナウイルス感染症拡大のためイベント中止が続いたが今後イベントにおいて普及啓発できるよう関係機関と連携して取り組む。
普及啓発事業	八幡浜保健所	自殺予防週間・自殺対策強化月間や精神保健ボランティア養成講座で一般住民やボランティアへの相談窓口カード配布 市町や医師会・薬剤師会、消防、警察と協力し相談窓口カードを配布	相談窓口カード等の配布を通して、自殺対策の重要性の理解と関心を持ってもらうこと、また窓口の周知を図ることができている。

(4) 基本施策4 生きることの促進要因への支援

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
健康相談・訪問事業 精神障害者社会復帰支援事業（デイケア） 精神障害者家族教室 精神保健相談事業 精神保健訪問事業	健康づくり推進課	増進事業における、相談・訪問事業時に、必要に応じて、専門機関につないだ ・デイケア 10回／年参加人数：49人 ・精神障害者家族教室 1回／年 参加人数：8人 ・こころの悩み相談 2回／年 参加人数：2人 ・お酒の悩み相談 3回／年 参加人数：4人 ・精神保健相談（電話相談含む） 相談者数：696人 ・精神保健訪問 訪問者数：171人	必要に応じて対応できている。今後もケースに応じて関係機関と協議し、専門機関につないでいく。 精神保健事業全般において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、実施できないこともあったが、今後は対象・要望に応じて回数・内容を検討していく。 精神保健相談は増えてきており、特に自殺関連の相談件数が増加している。今後も相談窓口の周知を図り関係機関と連携を図りながら支援につなげていく。
母子保健（相談教育・訪問指導）事業 乳幼児健診事業 妊産婦健診事業	健康づくり推進課	・母子相談（妊娠期から子育てに関する悩みに対応） 相談者数：670人 ・子育て・こころの相談 相談者数：2人 ・かかわり相談 相談者数：26人 ・産婦健康診査（R4年より開始 産後うつ予防目的に産婦の心身の状態を確認している） 実施者数：128人 要フォロー者：10人	女性が妊娠・出産・子育てとライフスタイルが大きく変わる時期において、個別を中心にケースに応じた対応を実施できている。 また、より専門的な支援ができるよう、カウンセラーによる「子育て・こころの相談」や言語聴覚士・心理判定員による「かかわり相談」を実施することで、より具体的な支援につなげている。 R4年度から産婦健診を実施した。産後うつの疑われている産婦はフォローし、適切な支援を行っている。 今後も、ケースに応じて個別に支援していく。

		乳幼児健診・妊産婦健診事業において気になるケースについては、伴走型相談支援を実施し、関係機関と連携している	
保育所・幼稚園管理運営事業	子育て支援課	各園にて相談は随時対応	保育士、幼稚園教諭が研修へ参加できる体制づくりをし、研修の周知をしていく。
子育て支援センター事業	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に関する教室の実施 ・子育て応援LINEを活用して周知 	今後も乳幼児に関する教室を実施することで、子育てに関する情報等の配信や、仲間づくりの場とする。
児童虐待関係事業	子育て支援課	<p>相談件数：104件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・小中学校を訪問 ・随時相談等で気になるケースについては訪問等で継続支援を実施 ・必要に応じてケース検討会議を開催 	今後も関係機関と連携し、継続して支援を実施する。
総合相談事業	長寿介護課	職員はゲートキーパー研修を受講し、相談訪問等で適切に対応できている	研修受講者が、研修内容を事業所に持ち帰り共有することで、相談対応時等、高齢者の自殺リスクの早期発見につなげている。
生活支援体制整備事業	長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり研修会 10回 / 年 参加者数：321人 ・憩いの場：91か所 	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、サロン等を実施していない地区もあったが、生活支援コーディネーターが地域のつどいの場に出向き、必要に応じて関係機関につないでいる。
民生児童委員活動推進事業	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康教育 2回 / 年 参加者数：29人 	今後も継続して研修会を実施する。
院内相談支援体制構築事業	西予市民病院 野村病院	<p>相談支援者数：2名</p> <p>連携者数：0件</p>	院内相談は実施したが、連携したケースはなかった。今後、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

消防職員教育研修事業	消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員の技術向上に向けた訓練を定期に実施 ・「自殺未遂者対策用相談窓口カード」を数枚配布 	「自殺未遂者対策用相談窓口カード」は救命を優先する傍ら、配布に至らないこともある。オーバードーズ事案が多くあり、自殺未遂とみなしカード配布していく。
警察安全相談	西予警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・早期現場に臨場する ・保健所や市保健師と情報共有する 	相談の広報を実施し、市民からの相談に 24 時間対応している。自殺未遂者に関しては関係機関と連携して対応している。
個別相談支援	八幡浜保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市相談・訪問数 来所相談：延 2 件 電話相談：延 137 件 家庭訪問：延 8 件 	関係機関と連携しながら、自殺関連の相談支援を必要に応じて行うことができている。
ひきこもり対策推進事業	八幡浜保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市相談支援数 電話相談：延 18 件 家庭訪問：延 2 件 ・ひきこもりのつどい 当事者のつどい 3 回 親のつどい 1 回 (西予市からの参加者 0 名) 	市保健師と連携しながら、ひきこもりに関する相談支援を行うことができている。
健康相談・事例検討会	西予市養護教員部会	<ul style="list-style-type: none"> ・RAMP S (精神不調アセスメント) を活用した教育相談・健康相談の実施 (中学校 2 校) ・二次検査・アラート対象生徒への対応・校内での情報共有 ・スクールカウンセラーとの全員面談 (中学校 1 校) 	スクールカウンセラーをはじめとする相談員の方々と密に連携を取りながら、全教職員で早期発見・対応につなげることができている。
ボランティア活動支援	西予市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・朗読・傾聴等のボランティア養成講座 修了者数：28 名 ・夏休みチャレンジ☆ボランティア (小中高生) 参加者数：44 名 ・災害ボランティア養成講座 (県社協、四国 4 県開催の 	養成講座等は、新型コロナウイルス感染症対策をしながらも実施することができ、市民の活動の幅を広げることにつながっている。夏休みチャレンジ☆ボランティアの実施においては、情報共有ができた。

		研修等に参加) 修了者数：13名	
--	--	---------------------	--

(5) 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
学校や地域の実情を踏まえたSOSの出し方に関する教育の実施	小学校・中学校・養護教員部	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の取組(小学校1校) ・授業の実践(小学校1校・中学校3校) ・委員会活動等その他の活動での取組(中学校1校) ・指導案パッケージ作成(養護部会) ・命の尊さについて学ぶ(心肺蘇生法講習会、思春期保健教室、性に関する教育等) 	小学校では、野村小学校においてモデル事業の取組があり、中学校においては、各校で東京都モデルを参考とした授業実践に取り組むことができた。それらの実践を元に授業パッケージを作成し、どの学校でも取り組みやすいよう整備することができた。
相談員設置事業	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育相談員設置事業(ハートなんでも相談員3名) 相談者延数：779名 ・中学校教育相談員設置事業(スクールソーシャルワーカー2名) 相談者延数：116名 ・電話教育相談 件数：2件 	相談員は、適切に相談活動を行い、児童生徒の困り感の解消に努めた。電話教育相談は、件数としては少ないものの、地域の相談場所として必要な場所として支援できた。今後も年1回電話教育相談について周知し、電話相談があった場合は適切に対応する。
放課後子どもプラン事業	まなび推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室6か所 開催日数：330日 参加延数：6,517名 ・土曜教育活動4か所 開催日数：4日 参加延数：36名 	子ども達と地域の方との交流により親睦を深めることができ、子ども達のコミュニケーション能力の向上につながっている。体験活動を通して、自ら創作することや体験することの楽しさ、そしてお互いに協力することの大切さを学ぶことができた。

<p>家庭教育支援事業</p>	<p>まなび推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・訪問 定例相談：24回 相談件数：4件 電話相談：1件 ・学習会・親子参加型イベント等 11回／年 参加者数：232名 	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い保護者間の交流が減っている中で、イベントや学習会のグループワーク等を通して交流を深めることができ、有意義な機会となった。普段なかなか経験することができない、山遊びやトランポリンを通して、親子の絆の深まりが感じられた。</p>
<p>若年層対策事業</p>	<p>八幡浜保健所</p>	<p>西予市と共催で「SOSの出し方に関する教育」、「SOSの受け止め方に関する教育」を実施</p>	<p>当初の計画通り小学校1校でSOSの出し方に関する教育を実施し、R5年度以降、市内の各小学校で主体的に授業を行う体制を整えることができた。</p>
<p>早期発見・対応に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常における相談活動 ② 保健室における相談活動 ③ 校内研修 	<p>西予市養護教員部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ② ・自己肯定感アンケートの実施と情報共有及び相談活動（中学校3校） ・生活アンケートの実施と情報共有及び相談活動（全校） ・RAMPS（精神不調アセスメント）による生徒の自殺リスクの早期発見と対応（中学校2校） ・生徒指名制の教育相談の実施（中学校） ③ ・教職員向け校内研修資料の見直しと追加資料の作成（養護部会） ・校内研修実践資料の蓄積（小学校6校・中学校2校） 	<p>各学校の実態に合わせて相談活動を実施し、配慮が必要な児童生徒に対して早期に対応できるよう努めている。あらゆるアンケートを実施し結果等も活用し、教職員間での情報共有にも努めている。</p>

(6) 重点施策1 高齢者対策

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
介護予防ケアマネジメント事業	長寿介護課 健康づくり推進課	介入率100%（3件） 地域包括支援センターと連携して対応	地域包括支援センターから依頼のあった対象については保健分野保健師と連携して相談対応できた。
権利擁護事業 認知症総合支援事業	長寿介護課 健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応件延べ数：22件 ・権利擁護相談件数：47件 ・市長申し立て要請件数：5件 ・権利擁護関係者勉強会（事例検討会） 4回/年 ・認知症相談（包括）：202件 長寿介護課（高齢者包括ケア係）： 20件 ・認知症サポーター養成講座：5回 227名 ・認知症高齢者家族教室：2会場 75名 ・認知症講話（出前講座）：4回 107人 	法テラス弁護士による困難事例に対する事例検討会などで、助言を得ている。多重債務者の金銭管理などを法テラスホットラインで相談するなど利用件数は増加している。認知症相談や認知症高齢者家族教室において、当事者や家族、支援者に対して支援を行い、必要に応じて支援先につなげた。
趣旨普及事業	長寿介護課 健康づくり推進課	第8期介護保険事業計画時に配布したパンフレット内に、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの取組や問合せ先を記載	配布したパンフレットは全戸配布しているほか本庁窓口等でも配布しており、多くの高齢者に相談窓口の周知を行うことができています。
一般介護予防事業	長寿介護課 健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業評価事業 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 対象：元気高齢者・事業対象者 回収率67.5% (675票/1,000票) ・介護予防普及啓発事業 単発健康教育：73回 健康相談：59回 シリーズ（運動教室）： 	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、心の健康についてストレスを感じている人の割合、解消方法について実態把握を行った。介護予防普及啓発事業では、フレイル予防・高齢者の心の健康等の内容について、開催方法（回数・人数等）を工夫しながら実施した。また、参加者の状況を把握し、個別に支援が必要なケースは対応を行った。介護予防サポーター連絡会を行い、

		14回×6コース ・介護予防活動支援事業 食生活改善推進事業リーダー養成事業：3回 中央研伝達講習会：18回 地区伝達講習：83回 ・介護予防サポーター連絡会：2回 ・地域リハビリテーション活動支援事業：31回	地域での見守り活動について検討できた。
70歳「こころの健康調査」	健康づくり推進課	・一次スクリーニング 回収率 57.0% (348人/611人) ・二次スクリーニング 実施率 95.6% (43人/45人)	自殺対策の有効性が高い個別支援であり、アンケート回収率を上げ陽性者への二次スクリーニングを地区担当保健師が実施する。こころの健康調査は実施することで自殺予防が約5年間有効といわれており継続実施していく。
小地域活動の活動に関する地域福祉事業	西予市 社会福祉協議会	ふれあい・いきいきサロンを推進 113か所で継続実施 (新型コロナウイルス感染症拡大のため実施できない期間もあった)	各地区において自主的な活動を行い、地域の仲間づくりにつながっている。

(7) 重点施策2 生活困窮者対策

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
生活困窮者自立支援事業 生活保護施行相談 消費生活事業	福祉課 経済振興課	・生活保護相談 生活保護の適正実施にあたり、被保護者への各種相談や制度説明を行い、就労支援、調査、訪問等を適宜実施 ・生活困窮者相談 総合支援金や住居確保給付金も含め、就労支援や住居確保給付金等、支援できる制度を紹介し、自立に向けた支援を実施	生活保護相談：相談、訪問等により被保護者の不安や課題を適切に把握し、不安解消や課題解決に向け関係機関と連携した継続的な支援を実施できた。 生活困窮者相談：新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、生活困窮に陥るケースもあり、きめ細やかな支援が必要となっている。 消費生活事業：相談数が多く効果的であった。

		・消費生活事業相談件数： 149件	
税金、保険料、水道料、 保育料等の滞納者で 問題を抱える可能性 のある人への支援	市民課 子育て支援課 長寿介護課 建設課 上下水道課 税務課	対象者に応じた適切な対応 を実施し、他課と連携して 対応ができています。	対象者に応じた適切な対応を実施 し、他課と連携して対応ができてい る。
就労自立促進事業	ハローワーク	・市役所、西予社会福祉協 議会の担当者と連携を図り就 労支援を実施 支援対象者数：16名 就職者数：11名	R4度は前年度と比較し支援対象者 数、就職者数とも2名ずつ減少して いるが、市役所及び西予社会福祉協 議会の支援員と積極的な連携が図 られている。
生活支援・相談活動	西予市 社会福祉協議会	・心配ごと相談：62回 ・生活福祉資金貸付事業 相談件数：70件 (内2件が貸付け 内11世帯に緊急食糧支援 を実施)	相談を受ける中で、「なぜ貸付が必要 か」という点を相談者と共有し、 自助の範囲で生活の立て直しを模 索できた。それでも、立て直しがで きない場合は、緊急食糧支援や生活 困窮施策へつなぎ、生活を立て直し ていく一助となり、継続して支援す るきっかけになった。
法人後見事業	西予市 社会福祉協議会	・受任：1件 ・訪問：11回 ・定期運営委員会1回 日本司法センター愛媛地方 協議会へ2名参加	定期運営委員会で専門職の意見を 参考に司法書士へ相談手続きを依 頼することで、適切な支援につなが っている。

(8) 重点施策3 勤務・経営者対策

実施内容	担当課	令和4年度実施状況	評価
働く世代への普及啓発・職場のメンタルヘルス教育	健康づくり推進課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職域における心の健康教育を実施 1か所/年 ・メンタルヘルス研修市職員対象 3回/年 参加者数：110名 	日頃のストレスとうまく付き合うために実践も交えて伝えることができた。今後様々な場への健康教育の展開を検討したい。
50歳「こころの健康調査」	健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・一次スクリーニング回収率：43.1% (163人/378人) ・二次スクリーニング実施率82.1% (23人/28人) 	自殺対策の有効性が高い個別支援であり、アンケート回収率を上げ陽性者への二次スクリーニングを地区担当保健師が実施する。特に男性の回収率が低いが、陽性率が高いため、関わる機会が限られる健康調査を実施することで自殺予防が約5年間有効といわれており継続実施していく。
雇用創造推進事業	経済振興課	セミナー時の情報提供はしていない	現在は情報提供を実施していない。雇用相談の場で自殺対策関係の周知は難しいと判断し取組は廃止
農業後継者育成事業	農業水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の講習会の名目で全体会を実施 参加者数：10名程度 ・就農相談 ・就農者への情報提供 ・簡単なリーフレット配布 	不定期で就農相談を実施。引き続き、情報提供とチラシの配布。経営安定と新規就農者の確保に努める。
森林整備担い手確保育成対策事業	林業課	情報提供0件	事業者等から要望や相談は特にない。
職業相談	ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方や人材の活躍促進を図るため、働く希望を持つ全ての求職者に対して、きめ細かな職業相談を実施 ・本人の希望を尊重し、「ねっと Work ジョイ」、「西予市社会福祉協議会」 	障がいを持つ求職者や生活保護受給者等の専門援助を担当する窓口においては、他の支援機関と連携を図りながら就職支援を行っている。その他の求職者に対しても窓口でのきめ細やかな職業相談を実施しているが、最近はオンライン上での求職登録、求人への応募が可能にな

		等の支援機関と連携した支援を実施	り、ハローワークに来所することなく求職活動を行う人が増えているため、こうした求職者をハローワークの支援につなげていくための能動的なアプローチが必要となってきた。
就労相談支援	ねっと Work ジョイ	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方、疾患のある方等、「働きたい」ニーズのある方に就業・生活面での支援を実施 ・企業・支援者・当事者対象の研修を実施 	<p>R4年度前半は新型コロナウイルス感染症拡大のため職場実習等は低調であったが、後半例年通りの実績となった。</p> <p>多様な相談・支援ニーズがあり、関係機関と連携した支援体制が必要となっている。</p>

第4章 自殺対策における取組

1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された大綱を踏まえて、本市においては、以下の6つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
3. 対応の段階に応じたレベルごとの施策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組だけでなく、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成にむけた政策としての意義も持ち合わせるものです。

生きることの促進要因 < 生きることの阻害要因 ⇒自殺リスクの高まり
(自殺に対する保護要因) (自殺のリスク要因)

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実現するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野においても同様の取組が展開されています。連携の

効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療サービスを受けられるようにすること、そのほかにも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの施策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識になるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含めた広報、教育活動の取組や、自死遺族等支援の観点からも自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない西予市」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくことが必要で

す。そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

2 計画の数値目標

大綱における国の数値目標は、令和8年までに自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

国の方針を踏まえ、自殺者数に変動の激しい本市では単年での比較が難しいため、令和8年度の目標数値としては、平成24年～平成28年の5年間の自殺死亡률(基準値)と比較して、令和3年～7年の5年間で、30%の減少を目標とし、令和10年度は、令和5年～9年の5年間で、35%の減少を目標とします。

評価年	基準値	令和5年	令和8年	令和10年
データ基準年	H24～H28	H30～R4	R3～R7	R5～R9
【目標】 自殺死亡률(人口10万対) (平均・人)(自殺日・住居地)		21.2	18.6	17.2
【実績】 自殺死亡률(人口10万対) (平均・人)(自殺日・住居地)	26.5	23.0		
対H24～H28年比		20% 減少	30% 減少	35% 減少

出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロフィール

3 施策体系

本市の自殺対策は、「地域自殺対策政策パッケージ」に沿って取り組みを検討しており、「基本施策」と「重点施策」に大別して構成しています。

「基本施策」は、基本法の趣旨を踏まえて、すべての地方公共団体で実施されるべき施策として定められたものです。

「重点施策」は、地域の自殺の状況を分析した課題から示された、特に力を入れて取り組むべき施策です。第2章3統計からわかる西予市の課題から、本市では「高齢者対策」「勤務・経営者対策」「生活困窮者対策」「女性の自殺対策のさらなる推進」の4つを挙げています。

自殺対策の推進については、6つの「基本施策」及び4つの「重点施策」それぞれに目標値と具体的な施策を定めて取り組みます。

また、包括的・全庁的に自殺予防対策を推進していくため、庁内の多様な既存事業や地域の資源を「生きることを支える取り組み」と位置づけており、「生きる支援関連施策」として第4章6に掲載しています。

【体系図】

基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない西予市

基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的に連動

(4) 実践と啓発を両輪として推進

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

施策

《基本施策》

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 自殺未遂者等への支援の充実
5. 自死遺族等への支援の充実
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

《重点施策》

1. 高齢者対策
2. 勤務・経営者対策
3. 生活困窮者対策
4. 女性の自殺対策のさらなる推進

【地域自殺対策政策パッケージ】

厚生労働大臣指定調査研究等法人・一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が作成し、令和6年1月に令和5年度版が示されました。

各地域の特性や自殺の実態等を踏まえつつ、地方公共団体が自殺対策を効果的・効率的に進めるための各種取り組みについて企画・立案されており、それらの施策を見直し後の計画へと位置づけ実践していく上で参考にするものです。

4 基本施策



基本施策1 地域におけるネットワークの強化

関連するSDGsのゴール

市が住民の命を守ることは最大の責務であり、「生きることの包括的支援」のための体制整備や強化は、自殺対策を推進するための最も基礎となる取組です。

庁内横断的な体制を整えるとともに関係団体と連携して、総合的かつ効率的に「誰も自殺に追い込まれることのない西予市」の基盤強化を推進します。

【評価】

評価項目	評価指標（令和9年度）	評価の視点
自殺対策推進協議会 自殺対策推進庁内幹事会 自殺対策庁内ワーキング	各1回以上／年	計画の進捗、課題の共有を行い、専門的な意見交換を行うことで連携を強化する
要保護児童対策地域協議会	代表者会1回／年 実務者会3回／年	ハイリスク者の個別対応、子ども達の健全育成を必要に応じて協議し連携を強化する
地域ケア個別会議	12回／年	

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
自殺対策推進協議会	関係機関及び関係団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進と自殺対策計画の評価を行う。	健康づくり推進課
自殺対策推進庁内幹事会 自殺対策庁内ワーキング	庁内の部署が横断的に連携し、自殺対策の推進を行う。	健康づくり推進課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童生徒の実態把握、関係機関等との情報交換や援助について協議する。	子育て支援課
青少年育成協議会	学校と地域団体の連携により様々な課題を抱えた子ども達に対し、関係機関等とのネットワークを活用し課題解決への対応を図る。	まなび推進課

地域ケア個別会議	地域の関係機関や関係者が、高齢者の個別への支援内容を検討し、課題解決を支援するとともに地域包括支援ネットワークを構築する。	長寿介護課
地域自殺対策検討連絡会	管内の自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるために、自殺対策機関及び団体等との連携を強化し、支援体制の構築を図る。	八幡浜保健所
地域自殺対策検討連絡会ワーキング部会	地域の自殺対策の実務者により、管内の自殺未遂者支援や現状等について情報交換を行い、管内での支援方法や体制整備を検討する。	八幡浜保健所
社会的ひきこもり対策推進事業（相談機関や活動グループとの連携等）	保健・福祉・医療・教育・就労機関との連携を強化し、ひきこもりの支援を行う。また、支援者同士が支え合う体制づくりを行う。	八幡浜保健所



基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

関連する SDG s のゴール

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能します。周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談に繋ぎ、見守ることのできる「ゲートキーパー」を養成し、身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な関係機関における支え手の育成を強化します。

【評価】

評価項目	評価指標（令和9年度）	評価の視点
ゲートキーパー養成事業	4回以上／年 （3つ以上の団体、職種等） 研修受講者アンケート回答「理解できた」の増加	地域活動や職務の中で、自殺対策の視点があることを理解し、要支援者に対応できるスキルを身につける

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
ゲートキーパー養成事業	市職員や各種団体の専門職や民生児童委員や精神保健ボランティアグループ等を対象に、周囲の人の自殺の危険を示すサインを逃さず、「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の役割を担える人材育成に努める。	健康づくり推進課
職員研修（ラインケア）	職員向け研修において、メンタル対応等の研修の機会を設け、自殺対策の支援に努める。	総務課
心の健康教育	日頃地域の人と接する機会が多い民生児童委員や地区組織等を対象に、自殺予防対策の視点から自分自身の心の在り方に目を向け、家族や地域に広げられる研修を開催する。	健康づくり推進課

人材育成事業	若年者や自殺未遂者などの支援に関わる人材を育成し、相談体制の充実と適切な支援のため、研修会を行う。	八幡浜保健所
学校保健委員会	児童生徒の健康課題について保護者や地域の関係機関と協議する。家庭・地域との協力体制を整え、児童生徒の心身の健康づくりへの理解を深める。	西予市養護教員部
校内研修	配慮を要する児童生徒について情報共有と校内支援体制の構築を行う。 SOSの受け止め方とその対応について研修を深め児童生徒をとりまく様々な問題の早期発見に努める。	西予市養護教員部

● 「ゲートキーパー」になるには？（厚生労働省ホームページを参考に作成）

ゲートキーパーの役割とは、心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることですが、そのために必要となる特別な資格はありません。

【ゲートキーパーの役割】

<p>1 気づき</p> <p>家族や仲間の変化に気づいて、声をかける (声かけの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠れてますか？ (2週間以上続く不眠はうつサイン) ・どうしたの？何か辛そうだけど・・・ ・何か悩んでる？よかったら、話して。 ・なんか元気ないけど、大丈夫？ ・何か力になれることはない？ 	<p>2 傾聴</p> <p>本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける (ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話せる環境づくり ・心配していることを伝える ・悩みを真剣な態度で受け止め ・誠実に尊重して相手の感情を否定しない ・話を聞いたら、ねぎらいの言葉を
<p>3 つなぎ</p> <p>早めに専門家に相談するよう促す (ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に丁寧な情報提供をする ・相談窓口確実につながるように、相談場所や日時を具体的に設定し、家族などへ伝えること（相談者の了承を得た上で） 	<p>4 見守り</p> <p>温かく寄り添いながら、じっくりと見守る (連携後も、必要があれば相談に乗ることを伝える)</p>



基本施策3 市民への啓発と周知

関連するSDGsのゴール

適切な支援につなげるためには、地域のネットワークや相談体制を市民へ周知する必要があります。また「自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ること」であり、市民自らがその危機に適切に対処することができるように自殺対策について理解を深めるための普及啓発活動を展開します。

【評価】

評価項目	評価指標（令和9年度）	評価の視点
広報誌やホームページ等を活用した普及啓発	2回以上／年	適切な支援につなげる目的で、不特定多数の市民を対象にする。適切な機会をとらえ多くの場所で周知できる
心の健康相談日や相談機関一覧表の作成および周知配布・設置	周知場所を増やす	
心の健康教育	5回以上／年	直接伝えることで、顔の見える関係性を築く

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
広報やホームページでの普及、啓発	心の健康や自殺についての正しい知識の普及や相談窓口の紹介等の必要な情報とともに知識の普及に努める。	健康づくり推進課 政策推進課
相談窓口の周知	心の健康や悩み等に対する相談機関一覧表を市役所関係機関窓口はじめ、福祉関係機関や医療機関に配布し、広く相談窓口を周知する。 死亡届時に「大切な人を亡くされた方へ」のちらし配布し相談窓口を周知する。	健康づくり推進課

各種イベントでの啓発活動	社会教育団体のイベントなどの機会を利用して、心の健康に関心を持ってもらえるようリーフレットの配布やポスターの掲示をする。	健康づくり推進課
精神保健事業 心の健康教育	健康教育の中で、自殺に大きく関連するうつ病等について正しい知識の普及啓発を行う。	健康づくり推進課
普及啓発事業	関係機関・団体と連携し、自殺予防週間や自殺対策強化月間のほか、広く地域住民に周知できる機会を通して、パネル展示やリーフレットの配布を行う。	八幡浜保健所



基本施策 4 自殺未遂者等への支援の充実

関連する SDG s のゴール

自殺の背景には様々な社会的要因があり、社会とのつながりの希薄化や役割喪失感、過剰な負担感等の精神的な危機的状況に追い込まれ、自殺以外の解決策が見えなくなる状態に陥ったことから自殺行動に至ったと考えられています。

自殺未遂者は再び自殺を図る危険性が高いことから、自殺未遂者や自殺念慮を抱える人の悩みや問題解決を目指し、保健所や救急医療機関、消防、警察、学校等の関係機関が連携して再び自殺を図ることがないよう支援します。

【評価】

評価項目	評価指標（令和9年度）	評価の視点
各関係機関による連携ネットワークの構築	各機関の連携会議に出席する1回以上／年 必要時、各機関と連携した個別支援ができる(内容評価)	関係機関と顔の見える関係性を構築し、自殺未遂者等へ早期に適切な介入ができる

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
自殺未遂者等支援体制整備	管内市町、二次救急医療機関、精神科病院、消防、警察等と連携し、自殺未遂者やその家族に対する相談支援を強化する体制づくりを行う。	八幡浜保健所
自殺未遂者支援関係者研修会	自殺未遂者や自殺に傾いた人らの相談に対応する者のスキルアップを図ることを目的に研修会を行う。	八幡浜保健所
院内相談・支援体制構築事業	自殺未遂者の自殺行動防止のために、院内の相談支援体制を構築する。	西予市民病院 野村病院

消防職員教育研修事業	自殺未遂者及び自死遺族等への対応 研修、後日訪問等で相談窓口カードを 配布することにより自殺リスクの軽 減に努める。また、必要に応じて関係 機関等につなげる。	消防総務課
警察安全相談	市民の様々な相談に対応する 24 時間 相談窓口	西予警察署
健康相談・事例検討会	スクールカウンセラーやハート何 でも相談員、スクールソーシャルワー カー、学校医と連携し、支援の必要な児 童生徒の早期発見・早期対応につなげ る。	西予市養護 教員部
精神保健訪問・相談事業	自殺未遂者及びその家族に対し、精神 科医師、保健師等が相談を行い、それ ぞれの悩みの軽減を図り、個別支援を 行う。	八幡浜 保健所 健康づくり 推進課



基本施策 5 自死遺族等への支援の充実

関連する SDG s のゴール

身近な人（大切な人）を自死で失うという体験は、周囲の人を心的外傷性悲嘆の状態に陥らせ、社会的・経済的にも極めて深刻な影響を及ぼします。そのため、日常生活の中で様々な困難に直面することがあります。

社会の偏見や周囲の誤解をおそれ、辛い思いを話すことができず一人で苦しむことで、地域や社会から孤立し、自分を責めて追い込んでしまうことのないよう、遺された人の気持ちに寄り添いながら支援する総合的な相談支援体制の整備に努めます。

【評価】

評価項目	評価指標（令和9年度）	評価の視点
遺族等への総合的な相談支援体制の整備	必要な人に支援ができる。 (内容評価)	自死遺族の状況や気持ちに寄り添い、悲嘆の過程への適切な支援ができる

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
相談窓口の周知	死亡届け出時、チラシを配布し相談窓口の周知を行う。	市民課
精神保健訪問・相談事業	自死遺族等に対し、精神科医師、保健師等が相談を行い、それぞれの悩みの軽減を図り、個別支援を行う。	八幡浜保健所健康づくり推進課
遺族等に対する偏見をなくすための普及啓発	ゲートキーパー研修、心の健康教育等を通じて自殺や自死遺族等に対する理解を深め、偏見をなくしていくことで、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、こころのケアにつなげる。	健康づくり推進課

基本施策 6

児童生徒のSOSの出し方に関する教育



関連するSDGsのゴール

自分自身がかげがえのない大切な存在であることに気づき、社会において直面する様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒のSOSに気づき適切な対応がとれるよう教職員、保護者等を対象とした教育（受け止め方教育）を行います。

【評価】

評価項目	評価指標（令和9年度）	評価の視点
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	各学校 1回／年実施 アンケート回答「理解できた」を増やす	モデル校から全学校実施に拡大している。さらに各学校の状況に応じた教育課程の中で定着していく

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	各学校や地域の実情を踏まえつつ、教育課程のなかで、各教科・領域と関連付け、困難な事態、強い心理負担を受けた場合等において、子ども自身が対処の仕方を身に付けるための教育「SOSの出し方」に関する教育を行う。また、保護者・教職員等への「SOSの受け止め方教育」も実施する。	小学校 中学校 西予市養護 教員部 健康づくり 推進課
相談員設置事業	「いじめ」「不登校」の早期発見、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。心身両面からの支援を行う。	学校教育課

地域学校協働活動推進事業	放課後に子どもたちの安全な居場所を作り様々な体験活動を行う。 子どもたちの生きる力を養う体験活動や、関わるスタッフ（大人）のやりがいにつながる活動を実施する。 また、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう支援する。	まなび推進課
若年層対策事業	小中学校におけるSOSの出し方に関する教育や、子どものメンタルヘルス支援に関する研修を開催する。	八幡浜保健所
早期発見・対応に向けた取組	あらゆる場面での相談活動を充実させ、必要に応じて校内で情報共有を行い対応する。 校内支援委員会やケース会議を行ったり、外部機関と連携したりして配慮を要する児童生徒への対応にあたる。	西予市養護教員部

5 重点施策



重点施策 1 高齢者対策

関連する SDGs のゴール

年代別平均自殺死亡率から、男性の 60 歳代・70 歳代・80 歳以上、女性の 60 歳代の平均自殺死亡率は、全国・愛媛県と比較しても高い状況です。(いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2023)

60 歳以上の高齢者の自殺の要因には、身体の病気とうつ病が大多数を占め、経済・生活面での問題、家庭問題が続きます。背景には、配偶者や親しい人との別れ、家庭内や社会的役割の喪失感や孤独感、介護の負担感や介護してもらうことへの遠慮等、高齢者特有の課題がうかがえます。

それを踏まえて高齢者や家族、介護者に対する支援を推進します。さらに、生きがいや役割を実感することのできる地域づくりにおいて高齢者への支援を推進します。

【評価】

評価項目	評価指標 (令和 9 年度)	評価の視点
「こころの健康調査」(高齢期対象)	回収率：対象の 6 割以上 二次スクリーニング実施率： 陽性者の 95%以上	自殺予防の有効性が認められるスクリーニングであるため、確実に実施することが重要である
高齢者うつ病スクリーニング	介護支援専門員から連絡があった事例への介入率 100%	要介護者は自殺のハイリスク者であるため、介護支援専門員と連携を図りうつ状態にある方へ適切に対応できる
高齢者の各種講座や健康教室・生きがいづくりの場	高齢者サロン・高齢者健康教室等高齢者事業への行政介入(市・地域包括支援センター) 回数：300 回以上/年 参加者数：3,000 名以上/年(延べ人数)	高齢者同士が支えあう活動は生きがいにつながると考えられる。その活動を支援することは心の健康につながる

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
精神保健事業	<p>健康教育：高齢者サロン事業等で実施。 高齢期の「こころの健康調査」：ハイリスクの年齢の方にうつスクリーニングを実施する。</p> <p>精神保健相談、訪問：精神相談及び酒害相談では、精神科医師・相談員・保健師等が相談を行い、それぞれの悩みの軽減を図り、本人及び家族の心の健康の回復につなげる。また、必要に応じて医療や関係機関等につなげる。</p>	健康づくり推進課
介護予防ケアマネジメント事業 （高齢者うつ病スクリーニング）	要支援1～2及び事業対象者に対する生活身体状況のアセスメントや総合的な相談支援の実施について、健康づくり推進課と連携してゲートキーパー的役割を果たす。	地域包括支援センター 健康づくり推進課 長寿介護課
権利擁護事業	高齢者の権利を擁護するための事業で、経済的社会的に問題がある高齢者へのアプローチ等を実施。社会福祉士が虐待対応を含めて生きる支援を実施する。	長寿介護課 地域包括支援センター
認知症総合支援事業	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあるため、認知症の色々なレベルや課題ごとにシームレスに支援できる仕組みをつくる。	長寿介護課 地域包括支援センター
趣旨普及事業	西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を広く周知するため、パンフレットを作成し、市内全戸配布する。パンフレット改訂時は、高齢者の総合相談窓口として関係機関の情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知を図る。	長寿介護課
一般介護予防事業	各種専門職のスタッフが、事業を通じて高齢者が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等、対応する。	長寿介護課

<p>小地域活動の活動に関する地域福祉事業</p>	<p>高齢者が気軽に参加でき、交流の場をつくることで、閉じこもりを予防し、介護予防や健康の保持増進の場となることが期待される「ふれあい・いきいきサロン」事業等の推進と充実を図る。</p>	<p>西予市社会福祉協議会</p>
---------------------------	---	-------------------



重点施策 2 勤務・経営者対策

関連する SDG s のゴール

自殺死亡者の有職者と無職者の比率は、有職者 41.9%、無職者が 58.1%で、40 歳から 59 歳の自殺死亡率において、男性では有職者の割合が無職者と比べて約 2.3 倍高い状況です。(いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2023)

勤務・経営者対策は、勤務環境や労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域での対策だけでなく、行政や地域の関係団体との連携が重要であり、周知啓発をはじめとして地域での自殺対策を推進します。

【評価】

評価項目	評価指標（令和 9 年度）	評価の視点
働く世代への普及啓発 職域へのメンタルヘルス教育	<ul style="list-style-type: none"> 市役所職員 2 回以上／年 職域 1 か所以上／年 	職域での普及や健康教育を展開することにより、若い世代がメンタルヘルスの重要性について理解を深めることができる
「こころの健康調査」 (壮年期対象)	回収率：対象の 6 割以上 二次スクリーニング実施率：95%以上	自殺予防の有効性が認められるスクリーニングであるため、確実に実施することが重要である

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
精神保健事業	<p>健康教育：職域へ、相談窓口や心の健康に関する情報提供、健康教育等を行う。</p> <p>精神保健相談、訪問：精神相談及び酒害相談では、精神科医師・相談員・保健師が相談を行い、必要に応じて医療や関係機関等につなげ、本人及び家族の心の健康の回復を図る。</p> <p>壮年期の「こころの健康調査」：ハイリ</p>	健康づくり推進課

	スクの年齢の方を対象にうつスクリーニングを実施する。	
全国労働衛生週間 過労死等防止啓発月間 の普及啓発	労働者の健康管理や職場環境の改善についての意識を高め、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康被害等の防止対策やメンタルヘルス対策等、取り組みがされるよう呼びかけを行う。	健康づくり 推進課
農業後継者育成事業	新規就農者や生産者等への継続的支援により、生きることへの包括的支援とする。就農者への個別訪問により、精神保健健康や相談窓口などについて情報提供する。また、リスクの高い対象者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなげる。	農業水産課
森林整備担い手確保育成 対策事業	森林組合と県認定林業事業体に林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実施を図るために補助金を交付し、負担軽減対策を講じることで、林業事業体の体制強化を促進する。 市内林業関係各事業体にポスター等を配布することで、従業員等の心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供できる。	林業課
職業相談	働く希望を持つ若者、女性、高齢者、障がい者等全ての方の就労に関する相談支援を実施	ハローワーク
就業支援・生活支援	働く意欲をもつ障がい者、疾患のある方へのサポート（就業支援・生活支援・家庭サポート・関係機関との調整・各種助成や制度の情報提供等）をする。	ねっと Work ジョイ
包括的・継続的ケアマネ ジメント支援事業	介護離職防止のために介護の相談窓口の周知を目的とし、企業訪問を実施する。	長寿介護課 地域包括支援センター



関連する SDG s のゴール

重点施策 3 生活困窮者対策

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、その背景には、労働、多重債務、介護、精神疾患、依存症、障害等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱える事が多く、地域からも孤立する傾向にあります。効果的な生活困窮者対策が「生きる事の包括的な支援」としての自殺対策になり得ます。

生活困窮者やその可能性のある者が自殺に追い込まれないように、生活困窮者自立支援制度の自立支援相談等と連動し、関係機関と連携して支援を行います。

【評価】

評価項目	評価指標（令和9年度）	評価の視点
生活保護相談 生活困窮者相談 等 各種相談	必要な人に適切な支援ができる。（内容評価）	関係機関が連携し、状況に応じた適切な対応で安心した生活を送る支援ができる
税金、保険料、水道料、保育料等の滞納者で問題を抱える可能性のある方への支援	必要な人に適切な支援ができる。（内容評価）	関係機関が連携し、状況に応じた適切な対応で安心した生活を送る支援ができる

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントの実施、プラン作成による支援の提供と関係機関とのネットワークづくりや社会資源の開発を行う。 「生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業」では、子どもの学習支援を通じて家庭支援を行う。	福祉課

生活保護施行事業	生活保護利用者(受給者)への各種相談や支援の提供(就労支援・医療ケア相談・高齢者支援) 生活保護扶助事業(法定受託事務)では扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助)	福祉課
準要保護児童・生徒負担金事業	経済的に就学が困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の支給を行い、教育機会の均等を図る。	学校教育課
消費生活事業	消費生活に関する事業費。 相談をきっかけに、抱えている他の課題等も把握・対応関連窓口につなぐことで、包括的な問題の解決に向けた支援をする。	経済振興課
保険料等の滞納者に対して	国民年金事業、後期高齢者医療保険料徴収事業、保育料徴収事業、水道料金、公営住宅使用料、介護保険料等の滞納者に対しては、生活困窮者の可能性もある為、督促業務等において、適切な支援ができるよう関係機関につなげる。	市民課 子育て支援課 上下水道課 建設課 税務課 長寿介護課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、自立相談支援事業の対象者、生活保護の相談段階の者への就労支援	ハローワーク 福祉課
生活支援・相談活動	民生委員をはじめ関係諸機関と協働し、生活困窮者の生活課題に対応する。 ・心配ごと相談 ・生活福祉資金貸付事業の実施 ・生活困窮者自立制度における福祉総合センターとの連携等	西予市社会福祉協議会

法人後見事業	<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見人後見業務の実施・ 法人後見運営委員会の運営・ 法テラス、関係機関との連携等	西予市社会 福祉協議会
--------	--	----------------



関連する SDG s のゴール

重点施策 4 女性の自殺対策のさらなる推進

令和 4 年 10 月閣議決定された大綱の当面の重点施策において、「女性に対する支援の強化」が新たに位置付けられ、妊産婦への支援の充実がいられています。本市は特に 20 歳未満、30 歳代、60 歳代で平均自殺死亡率が全国・愛媛県に比べて高い状況にあり、女性への対策が重要です。(いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2023)

これまでの様々な取り組みに加え、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるための伴走型支援を充実することにより、予期せぬ妊娠等で悩みや不安を抱えた方等への支援の推進、産後初期段階における支援の強化を図る取り組みを推進します。さらに困難な課題を抱える女性への自殺対策を推進します。

【評価】

評価項目	評価指標（令和 9 年度）	評価の視点
妊産婦健康診査 支援プラン作成妊産婦	要支援妊産婦へ適切な支援を行う（内容評価） フォロー率 100%	妊娠届出時面談、妊産婦健診、妊婦アンケートから挙がる要支援妊産婦に適切な支援ができる

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
妊婦健診事業 産婦健康診査	妊娠期 14 回、また産後 2 週間及び 1 か月に健康診査を実施し、母親の身体や精神状態を把握し、医療機関と連携した支援を行う。	健康づくり推進課
産後ケア事業	産後 1 歳未満の母親とその子で、心身の不調や育児の不安があり、家事・育児支援を十分に受けられない方を対象に、必要に応じて、宿泊、通所または訪	健康づくり推進課

	問により心身のケア及び育児サポートを実施する。	
子育て世代包括支援センター	妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行う。	健康づくり推進課
伴走型相談支援	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぎ、支援の充実を図るとともに、妊娠届出時、妊娠8か月時及び出産後の面談を行い、出産・子育て応援金の支給により経済的支援を一体的に実施する。	健康づくり推進課
DV関係事業	DV被害の相談があった場合、関係機関と連携し、被害者の安全の確保、各機関の紹介、問題点や今後の対策を協議し支援につなげる。	福祉課

6 生きる支援関連施策

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	基本施策						重点施策			
			ネットワー クの強 化	人材育 成	啓発周 知	未達者 等支援	自死遺 族支援	子ども SOS	高齢者	勤務 ・経営	生活困 窮者	女性
総務課	職員研修事業	職員向けの研修を実施する。 職員向けの研修において、メンタル対応等の自殺対策の研修を設けることができる。	○	○	○					○		
	職員健康管理事業	職員向けの心と体の健康相談の経費。 心と体の健康相談で職員自ら自殺対策に努める。			○					○		
危機管理課	危機管理業務事業	災害に強いまちづくり及び不測の危機への実効ある各種対策の円滑な実施を図るため、地域防災計画等の諸計画の改訂及び作成、各種会議の開催により、市としての危機対応能力を向上させる。地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等に言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を担当課と推進していく。			○							
	防災対策啓発活動 (市民への啓発)	職員が被災者や避難者等に対し、メンタルヘルスケアに配慮した対応が行えるよう研修・訓練等を推進していく。			○							
税務課	管理収納事業	賦課した(税金を課税した)市税の滞納整理に関する業務。 税相談をはじめ、税務課へ相談・照会をされる納税者の中には、生活面で深刻な問題を抱えている場合があるため、深刻な状況を把握した場合は、適切な相談窓口につなげる。									○	
財政課 三瓶・城川・明 浜・野村支所	市役所庁舎維持管理事業	西予市役所本庁舎の維持管理を行う事業。 庁舎内において、ポスターを掲示したり、相談リーフレットを設置することにより、住民に対する啓発の機会とする。			○							
まちづくり推進課	地域公共交通確保維持改善事業 ・デマンド乗合タクシー運行事業 ・生活交通バス運行事業	外出できる交通手段を提供する。 車内において普及啓発する。			○					○		○
	成人式開催事業	成人者への自殺対策に対する無料パンフレットの配布等により普及啓発することができる。			○							
	総合スポーツクラブ補助事業	子どもから一般市民を対象とし、スポーツに親しみ、活動に参画する機会を提供する。 様々なスポーツやレクリエーションがありイベントに参加、又スタッフとして参加することで生きがいづくり、お世話することで役立っていることを実感することで自殺対策につなげることができる。また、自殺予防関連の情報提供を行う。			○							
	文化振興事業	産業文化祭の開催。 地域の事業に参加することで生きがいづくり、又スタッフとしてお世話することで役立っていることを実感することで自殺対策につなげることができる。また、自殺予防関連の展示による普及啓発を行う。			○							
政策推進課	広報「せいよ」作成事業	広報せいよの作成、発行をする。自殺対策に関するお知らせ記事もしくは特集記事を通じて市民に啓発周知することができる。			○							
	ホームページ事業	市ホームページの管理・運用。住民が地域の情報を知る媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報提供ができる。			○							
	復興支援事業	平成30年7月豪雨被害からの復興に向けて、西予市復興まちづくり計画に掲げる市としての基本的な姿勢、考え方及びその方向性に基づき、復興まちづくりを推進する。 復旧、復興にあたり、一人ひとりが将来に向かって生きがいをもつことができる方策を検討する。	○									
市民課 三瓶・城川・明 浜・野村支所	住民基本台帳管理事業	①変更配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、加害者が被害者の住所を検索することを目的として「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写し等の交付」の請求・申出があっても、これを制限する。 ②死亡届け出時チラシを配布し相談窓口の周知を行う。			○			○			○	
市民課	国民年金事業	国民年金の届出書、申請書、基礎年金請求書等の受付、相談等。 納税滞納者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性があるため、適切な相談窓口につなげる。また、国民年金保険料の免除についての説明を行い申請につなげる。									○	
	後期高齢者医療保険料徴収事業	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握。 保険料の滞納者は、経済的な困難を抱えていることもあり得る。納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる。							○		○	

			基本施策							重点施策			
所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワ クの強 化	人材育 成	啓発周 知	未遂者 等支援	自死遺 族支援	子ども SOS	高齢者	勤務 ・経営	生活困 窮者	女性	
人権啓発課	男女共同参画事業	市民及び職員に対して男女共同参画社会に対する理解と意識の浸透を図り、男性の家事参加機会の増加や女性の就業率向上を目指す。また、県や男女共同参画センターとの連携、情報交換を密にし市内の男女共同政策の推進を図る。 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策に関する情報を取り上げたり、配布資料の中に情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対して啓発する。	○	○	○					○		○	
	人権教育事業	人権のつどい、地区別人権・同和教育学習会、校区別人権・同和教育学習会を実施する。 各種研究大会等へ参加する。 人権のつどいや地区別・校区別学習会、研究大会等で様々な人権問題について学習し、人権意識を高め、差別や偏見のない社会を目指す。これらの人権学習会を通じて、自殺予防対策を啓発する機会とする。		○	○								
	人権対策費事業	人権啓発課において市民からの窓口・電話での人権相談に随時応じている。 死にたい気持ちを抱えた上での相談もあり、必要に応じ関係機関に繋げる等問題解決を図ることで自殺予防につなげる。また、相談者の話を傾聴することで心のケアを図り自殺予防につなげる。	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
環境衛生課	ごみ収集運搬業務委託事業	高齢者等への家庭ごみの訪問収集（ふれあい収集）。 独力でのごみ出し困難な高齢者等への支援で、声かけも行っているため、孤独・孤立や認知症など様々な問題を抱える住民を関係相談窓口につなげる。	○					○		○			
健康づくり推進課	健康づくり推進事業	①健康づくり計画 市民の健康寿命の延伸を目的として第2次西予市健康づくり計画2025を策定し、妊娠期から高齢期までのライフサイクルに応じた生涯にわたる健康づくりを母子保健・成人保健・精神保健と事業毎の計画に基づき推進する。 ②健康づくり推進協議会 市が取り組む重点保健活動・第2次西予市健康づくり計画2025の進捗状況等について評価・審議。提言を行う。 第2次健康づくり計画2025の3本柱としている一つに「生涯にわたるこころの健康づくりの推進」や精神保健事業の重点活動として自殺対策事業もあり課題解決のための審議や提言ができる。 ③健康増進事業 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を中心に健康相談・健康教育・家庭訪問を実施 ハイリスク者への保健指導（健康相談、家庭訪問）のとき、生活状況を把握するため、体重の変化、食事やアルコール、睡眠の確認等ができる。うつ病のリスクの高い人には、精神相談や医療機関受診など勧める。 ④食生活改善推進事業 地域の健康づくりに貢献する食ボランティア団体の支援や育成を行う。特に地域支援事業を通じて高齢者の心の健康づくりに役立ったり、ハイリスク者の発見へと繋げることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	がん検診等事業	健診機関に委託し、公民館等で健康診査や各種がん検診や市民病院で個別検診を実施し、結果送付後に要精密検査者の受診確認等の支援を行う。 健康診断の機会を利用することで、身体疾患等の悩みに関する詳しい聞き取りを行ったり、専門機関による支援につないだりするなど支援への接点となる。	○										
	精神保健事業	①精神障害者社会復帰事業：精神障害を抱える方とその家族に対し、包括的・継続的に支えていき、社会復帰に向けた支援を展開する。 ②家族教室：当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援とする。 ③健康教育：広報やHP等において事業周知時にこころの健康づくりについても普及啓発を行う。 ④精神保健相談：精神相談及び酒害相談では、精神科医師・相談員・保健師等が相談を行い、それぞれの悩みの軽減を図り、本人及び家族の心の健康の回復につなげる。また、必要に応じて医療や関係機関等に繋げる。 ⑤精神訪問指導：精神障害や悩みを抱える方とその家族に対し、訪問により個別支援を行う。特に困難な方は自殺リスクが高いため、自殺防止に向けた有効な取組を行う。 ⑥自殺対策事業：精神保健事業の中でも特に自殺対策を重点とし、自殺対策強化事業（県補助）を活用して事業を展開する。 ・普及啓発事業 ・人材育成事業 ・自殺対策計画策定事業 ・うつ病スクリーニング等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

			基本施策					重点施策					
所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワ クの強 化	人材育 成	啓発周 知	未遂者 等支援	自死遺 族支援	子ども SOS	高齢者	勤務 ・経営	生活困 弱者	女性	
健康づくり推進課	母子保健事業	妊産婦、乳幼児及びその家族等を対象として各種健康診査や相談、訪問指導等の事業を実施し、妊産婦等の負担や不安の軽減を図る。必要に応じて関係機関につなげる等自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。 ①妊産婦健診事業：妊婦及び妊産婦健診結果等から妊娠経過を把握し支援を行う。R4. 10～産婦健診を実施し産後早期からの産後うつ予防の支援を強化している。 ②母子保健訪問指導事業：妊産婦、乳幼児を対象に訪問を実施し育児不安の解消、子育て支援に関する情報提供や助言・指導を行う。 ③母子相談教育事業・乳幼児健診事業：健診等において相談に応じる。また子どものこころの発達に応じた関わり方を伝え、健やかな心の発達を目指す。 ④【新規R3～実施】産後ケア事業：産後支援が必要な産婦及び乳幼児に対して心身のケアや育児サポートを行う。事業は婦人科、産婦人科に委託して実施する。 ⑤【新規R4. 2～実施】伴走型相談支援：妊娠届出時、妊娠8か月児、出生後に妊産婦及びその家族と面談を行う。	○		○						○	○	
福祉課	民生児童委員活動推進事業	民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施し、困難を抱えている人には適切な相談機関へ繋げる。 ゲートキーパー研修を受講することで、適切な支援先へ繋げることができる。	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	更生保護支援事業	地域の保護司会・更生保護女性会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し、運営の支援をする。ゲートキーパー研修を受講することで、適切な支援先へ繋げることができる。	○	○	○		○	○			○	○	
	障害者総合支援給付事業	事業所からのサービス利用料の請求に基づいて月ごとに支払いをする。申請、面談時に障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での窓口となる。 介護給付費・特別介護給付費・訓練等給付費・特別給付費・相談支援給付費	○									○	
	特別障害者手当給付事業	重度の障害により日常生活において常時、特別な介護を必要とする在宅の障がい者及び障がい児に対し、特別児童扶養手当等の支給事務を行う。申請、面談時に障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となる。	○									○	
	障害者自立支援医療費給付事業	身体の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。申請、面談時に障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での窓口となる。	○									○	
	地域活動支援センター事業	NPO法人「れんげ草」に委託して事業を実施しており、宇和町内と野村町内に1箇所ずつ設置し事業を行っている。日々の創作活動又は生産活動で、相互交流を支援する中で、障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先につなげる。	○										
	DV関係事業	DV被害の相談があった場合、関係機関と連携し被害者の安全の確保、各機関の紹介、問題点や今後の対策を協議する。	○					○				○	○
	生活保護施行事業	生活保護利用者(受給者)への各種相談や支援の提供(就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査)	○	○						○		○	○
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントの実施、プラン作成による支援の提供と関係機関とのネットワークづくりや社会資源の開発を行う。	○	○	○	○			○	○		○	○
	生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業	子どもの学習支援を通じて家庭支援を行う。	○	○	○				○			○	
	障害児通所支援給付等事業	通所支援事業所において、障害児が日常生活の基本動作の訓練等を行う。また放課後等に集団生活訓練等を行う児童福祉法に基づく給付費を支給する。申請や面談から、抱える問題に気づき、適切な支援先へと繋ぐ。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	○										

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	基本施策						重点施策			
			ネットワ クの強 化	人材育 成	啓発周 知	未遂者 等支援	自死遺 族支援	子ども SOS	高齢者	勤務 ・経営	生活困 窮者	女性
子育て支援課	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。 学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する。	○									
	子育て支援センター事業	事業実施地域において子育て親子の交流等を促進する場所を提供することで、子育て支援機能の充実を図り、子育て中の親の孤立感や不安感の増大等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○		○			○				○
	児童館管理運営事業	児童(児童福祉法上0歳～18歳未満の子ども)に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにする。 子育て中の親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し、参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋げる。	○		○			○				○
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会 会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる。	○	○	○							○
	子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	○							○		○
	保育所・幼稚園管理運営事業	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施。 保育士がゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	○	○	○			○				○
	保育料徴収事業	保護者(納付義務者)へ納付書送付、口座振替処理、滞納者への催促を行い、全保護者に納付促進を図り、保育所の健全運営に寄与することができる。 保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えている人もいるので、必要な支援につなげる。	○									○
	児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。 申請窓口で相談対応し、必要な場合は他機関へ繋げる。	○									○
	母子父子家庭福祉手当支給事業 母子父子家庭小口資金貸付事業	母子父子家庭等で、18歳に達した日から高等学校を卒業するまでの間(20歳に達するまでの)の生徒の就学及び養育を支援するための手当(申請者は児童扶養手当受給資格者で年金受給者を除くものである。)で、月額1万円を支給する。 西予市母子・父子家庭小口資金貸付規定に基づき、ひとり親家庭へ1回あたり5万円限度、年度内1回のみとして貸付を行う。 申請窓口で相談対応し、必要な場合は他機関へ繋げる。	○									○
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成・医療費の助成時、当事者との直接的な接触機会がある場合には、抱える問題の早期発見と対応の場とする。	○									○
	ひとり親自立支援事業	ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、相談することによる精神的安定を図り、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等への総合的な支援を行う。 扶養手当の支給機会をとらえ、必要な場合は他機関につなげる。	○		○							○
	児童虐待関係事業	児童虐待防止対策の充実 子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐ。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因でもあるので極めて重要。 要保護児童対策地域協議会 要保護児童生徒の実態把握、関係機関等との情報交換や援助について協議する。	○					○				○
子ども・子育て会議運営事業	各子育て支援事業について、子ども・子育て会議で事業の見直しや進捗状況及び課題等について進行管理を行い、支援強化をはかる。	○	○	○				○			○	

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	基本施策						重点施策				
			ネットワ クの強 化	人材育 成	啓発周 知	未遂者 等支援	自死遺 族支援	子ども SOS	高齢者	勤務 ・経営	生活困 窮者	女性	
長寿介護課	老人保護措置事業	老人ホームへの入所手続きをする上で、家庭での様々な問題等あれば、必要な支援先につなげる。	○							○		○	
	緊急通報事業	独居高齢者に対し、緊急通報装置を貸与する事で、安否確認や生活不安の軽減・解消のため相談窓口としての機能を有しているため、問題状況等あれば、必要な支援先につなげる。	○							○			
	敬老会活動支援事業	地域主催の敬老会事業に対し補助する事業。敬老会を実施または実施のための準備で地域が一つとなって練習や準備作業をすることにより、地域コミュニティの強化にもつながり、孤独死等の予防を図る。	○							○			
	趣旨普及事業	西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を広く周知するため、パンフレットを作成し、市内全戸配布する。また、高齢者の総合相談窓口として関係機関の情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知を図る。	○			○				○			
	認知症サポーター養成事業	認知症サポーターが、地域の見守り活動の中で、リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる。	○	○	○					○			
	介護予防ケアマネジメント事業	要支援1.2及び事業対象者に対する生活身体状況のアセスメントや総合的な相談支援の実施については、健康づくり推進課と連携してゲートキーパーの役割を果たしている。	○	○	○					○			
	総合相談事業	地域包括支援センター一括業務委託(包括的支援事業) 相談訪問教育にて総合的に高齢者を支援する。包括職員は毎年ゲートキーパー研修を受講し、自殺予防の視点も含めて相談に対応している。	○	○	○					○			
	権利擁護事業	地域包括支援センター一括業務委託(包括的支援事業) 高齢者の権利を擁護するための事業で経済的社会的に問題がある高齢者へのアプローチ等を実施。社会福祉士が虐待対応を含めて生きる支援を実施している。	○	○	○					○			
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センター一括業務委託(包括的支援事業) 包括支援センターの指導のもと市内居宅支援事業所の連携、自殺予防の研修等を企画実施している。	○	○	○	○	○			○			
	一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・介護予防活動支援事業 ・介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業	各種専門職のスタッフが、事業の対象者が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等、対応する。 住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充する。	○	○	○					○			
	認知症総合支援事業	地域包括支援センター及び市認知症地域支援推進員が総合的に実施する認知症対策。 認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあるため、認知症の色々なレベルや課題ごとにシームレスに支援できる仕組みをつくる。	○	○	○					○			
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会委託事業 閉じこもり予防つ予防の視点で、地域の居場所やささえあいのしくみを作り、地域で生活するための支援体制を構築する。	○	○	○					○				
経済振興課	消費生活事業	消費生活に関する事業費。 相談をきっかけに、抱えている他の課題等も把握・対応関連窓口につなぐことで、包括的な問題の解決に向けた支援をする。				○				○		○	○
	商工会育成事業	西予市商工会が実施する経営改善指導事業・地域総合振興事業・管理事業に補助金を交付して、商工会の運営を支援する。 商工会に心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供する。				○						○	
農業水産課	農業後継者育成事業	就業意欲の喚起と就業後の定着により、安定した経営及び生活環境の維持・発展を図る。 新規就農者や生産者等への継続的支援により、生きることへの包括的支援とする。就業者への個別訪問により、心の健康や相談窓口などについて情報提供する。また、リスクの高い対象者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなげる。				○					○		
林業課	森林整備担い手確保育成対策事業	森林組合と県認定林業事業体に林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生等の充実を図る為に補助金を交付し、負担軽減対策を施す事で、林業事業体の体制強化を促進する。 市内林業関係各事業体にホスターを配布することで、従業員心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供できる。				○						○	

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	基本施策							重点施策			
			ネットワ クの強 化	人材育 成	啓発周 知	未遂者 等支援	自死遺 族支援	子ども SOS	高齢者	勤務 ・経営	生活困 窮者	女性	
建設課 三瓶・城川・明浜 野村支所	公営住宅管理事業	市が管理する公営住宅の施設及び入居者の管理を行う。 公営住宅の居住者や入居申込者は、低所得や障がいがあるなど、生活面で困難や問題を抱えている場合が多いため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民には、支援窓口につなげる。								○		○	○
上下水道課	農業集落排水施設維持管理事業	農業集落排水施設の安定的な運営を図るため、使用者から料金を徴収する業務。 滞納者への督促業務等において、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、適切な相談機関につなげる。								○		○	○
	水道料金徴収事業(公共下水道料金含)	水道施設の安定的な運営を図るため、使用者から料金を徴収する業務。 滞納者への督促業務等において、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、適切な相談機関につなげる。								○		○	○
西予市民病院 野村病院	病院運営事業	地域住民の信頼と期待に応えうる地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける急性期医療を提供する。	○										
	院内相談・支援体制構築(検討)事業	自殺未遂者の再発防止のために、院内の相談支援体制を構築する。 八幡浜保健所主催の地域自殺対策ワーキング部会への出席 相談窓口カードの配布 自殺未遂・企図により搬送、入院された患者への面談、専門診療科への受診支援 保健所や市担当保健師等との連携した個別支援	○	○	○	○	○	○					
医療対策室	医療対策庶務事業	西予市の医療の現状や課題等について関係者が共通認識をもち医療行政を一体的に推進する。特に、医師会と連携し情報共有する事で自殺リスクに関わる案件の発見に繋げる	○		○				○	○		○	○
消防総務課	消防職員教育研修事業	訓練等を通じて、技術、知識の研鑽をつむことで、的確な救命処置等が行える救急救命士及び救急隊員を養成する。 自殺未遂者及び自死遺族などへの対応等研修(相談窓口カード配布等含む)を行うことにより、自殺リスクの軽減につなげる。	○	○	○	○	○						
議会事務局	議会運営事業	議員数18名定例会4回、臨時会(随時)、常任委員会(総務・厚生・産業建設)議会運営委員会の運営に関する事業。 リーフレットを窓口を設置することにより、一般の傍聴者に対して啓発する。			○								
	議会事務局庶務事業	議会事務局職員が、以下の構成団体での研修会等に参加し、円滑な議会庶務事業を実施する。 リーフレットを議員に配布することにより、議員に対して普及啓発する。			○								
教育総務課	奨学資金貸付金事業	意欲・能力があり、学費の支出が困難な学生、生徒に対し奨学資金の貸付を行う。 貸付希望者からの申請の際や、返済が滞った際に、家庭の状況など聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見や他の機関につなげて支援を行っていくことができる。										○	
学校教育課	準要保護児童・生徒負担金事業	経済的に就学が困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の支給を行い、教育機会の均等を図る。 費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見の機会になる。											○
	小学校・中学校特別支援教育負担金事業	特別支援学級に在籍する児童及び生徒を対象にその保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の普及奨励を目的に、要綱に基づき扶助費として支給する。 特別な支援を要する児童及び生徒及びその保護者は、学校生活上で様々な困難や悩みを抱えている可能性が想定される。											○
	相談員設置事業 ・小学校教育相談員設置事業 ・中学校教育相談員設置事業 ・電話教育相談員設置事業	学校教育において教育相談員(経験豊富な人材、スクールソーシャルワーカー等)として配置し、児童と生徒とその保護者及び教職員に対する相談活動を行う。また、学校以外の場で専門の相談ができる機会を提供し、相談しやすい体制をつくる。 「いじめ」「不登校」の早期発見、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけや関係機関等とのネットワークを活用など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。早期解決に向けて、子どもたちが、明るく楽しい学校生活が送れるように支援を行う。	○		○		○	○					
小学校・中学校	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるのための教育「SOSの出し方に関する教育」を実施する。	○		○				○				

			基本施策					重点施策				
所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワ クの強 化	人材育 成	啓発周 知	未遂者 等支援	自死遺 族支援	子ども SOS	高齢者	勤務 ・経営	生活困 窮者	女性
まなび推進課	青少年健全育成事業	学校と地域団体とのさらなる連携強化を図り、さまざまな課題を抱えた子どもたちに対し、関係機関等とのネットワークを活用など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	○					○				
	地域学校協働活動推進事業	放課後に子どもたちの安全な居場所を作り様々な体験活動を行う。 子どもたちの生きる力を養う体験活動や、関わるスタッフ(大人)のやりがいにつながる活動を実施する。 また、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう支援する。		○	○			○				
西予市図書交流館	図書交流館管理運営事業 ブックスタート事業	本の配布や推薦図書の紹介・読み聞かせの事業を通じ、「命」についても取り上げることで、自分や家族や友達といった人間関係を築き、心の健康や自己肯定感が持つことができる支援を行うことができる。			○							

第5章 自殺対策の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 西予市自殺対策推進協議会

自殺対策を地域全体で取り組むために、行政、医療、教育、福祉、司法、労働、経済、有識者及び市民等で構成する協議会を設置し、地域におけるネットワークの強化をはかり専門的な意見や情報を取り入れ、自殺対策の推進を図ります。

(2) 西予市自殺対策推進庁内幹事会

行政トップが責任者となり、西予市における自殺の現状や対策に関する正しい知識を習得することで、庁内の横断的な取組をし、西予市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 西予市自殺対策推進庁内ワーキング

西予市の市民サービスを行う課等を中心に、各課の相談窓口等で情報共有を図り庁内ネットワークを構築する等、自殺対策に関する施策を具体的に推進します。



2 計画の周知

本計画を推進していくために、広報やホームページ、健康づくりの各種事業やイベント等の機会を通じて、市民に計画内容の周知を行います。また、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、できることから取組を行えるように支援します。

3 進行管理

計画の着実な推進を図るために、施策の実施状況や評価目標の達成状況を「西予市自殺対策庁内幹事会」及び「西予市自殺対策推進協議会」に報告し、計画・実行・評価・見直しを行っていきます。

第6章 参考資料

1 西予市自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年5月30日

西予市告示第103号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第8条の規定に基づき、関係機関及び団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、西予市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (3) 自殺対策計画の推進に関すること。
- (4) その他の自殺対策計画の策定及び推進に関し協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (3) 教育、司法関係団体の代表者
- (4) 労働、経済関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 地域を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名するものとする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。

- 2 任期の途中において委員に欠員が生じたときは、後任の委員を委嘱することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず委員がその職又はその資格を失った場合は、委員の資格を喪失する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取及び資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議等するため、部会を置くことができる

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年度の委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

2 西予市自殺対策推進庁内幹事会設置要綱

平成30年6月21日
西予市訓令第17号

(設置)

第1条 この訓令は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、本市における自殺対策を庁内の横断的な取組によって総合的かつ効果的に推進するため、西予市自殺対策推進庁内幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る庁内体制の整備に関すること。
- (3) 自殺対策の普及及び啓発に関すること。
- (4) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (5) その他の自殺対策計画の策定及び推進に関し幹事会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 幹事会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、生活福祉部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取及び資料の提供を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、自殺対策を推進するうえでの個別の課題やテーマに応じ、幹事会の下にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームに関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、生活福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

副市長
総務企画部長
生活福祉部長
産業部長
建設部長
医療介護部長
明浜支所長
野村支所長
城川支所長
三瓶支所長
会計管理者
議会事務局長
教育部長
消防本部消防長

3 持続可能な開発目標 (SDGs)

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1 (貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10 (不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2 (飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11 (持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3 (保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 (持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4 (教育) すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13 (気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標 5 (ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14 (海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6 (水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 15 (陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7 (エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16 (平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8 (経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17 (実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9 (インフラ、温暖化、イノベーション) 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

4 西予市自殺対策推進協議会委員名簿

	区 分	所 属	氏名(敬称略)
1	愛媛県	愛媛県 八幡浜保健所	竹 内 豊
2	医療関係	西予市医師会	織 田 英 昭
3		医療法人 松多クリニック	松 多 克 紀
4	教育関係	西予市校長会	岩 本 数 明
5		西予市PTA 連合会	松 浦 圭
6		西予市養護教員部会	山 本 敦 子
7	司法関係	西予警察署	村 上 哲 也
8		法テラス愛媛	福 元 温 子
9	労働・経済関係	八幡浜公共職業安定所	松 友 庸 治
10		西予市商工会	沖 野 健 三
11		公益財団法人 正光会 八幡浜大洲圏域 障がい者就業・生活支援センターねっと Work ジョイ	高 石 徳 香
12	福祉関係	西予市社会福祉協議会	宗 正 弘
13	学識経験者	一般社団法人愛媛県ネットワーク協会	幸 田 裕 司
14	地域代表	西予市民生児童委員協議会	正 司 弘

(令和6年3月末時点)

5 西予市自殺対策推進庁内幹事会委員名簿

	氏 名	役 職 名
1	副 市 長	酒 井 信 也
2	総 務 部 長	山 住 哲 司
3	政 策 企 画 部 長	宇 都 宮 明 彦
4	生 活 福 祉 部 長 (兼) 福 祉 事 務 所 長	一 井 健 二
5	産 業 部 長	和 氣 岩 男
6	建 設 部 長	三 瀬 計 浩
7	医 療 介 護 部 長	浅 野 幸 彦
8	明 浜 支 所 長	池 田 い ず み
9	野 村 支 所 長	大 野 本 敦
10	城 川 支 所 長	中 城 多 喜 恵
11	三 瓶 支 所 長	藤 井 兼 人
12	会 計 管 理 者	岩 本 博 文
13	議 会 事 務 局 長	片 山 勇 一
14	教 育 部 長	谷 口 佳 代
15	消 防 本 部 消 防 長	宇 都 宮 憲 治

(令和6年3月末時点)

6 西予市自殺対策計画策定の経緯

年月日	会議等	内容
令和5年5月10日～ 5月26日	令和5年度第1回 西予市自殺対策推進庁内ワーキング	・いのち支える西予市自殺対策計画の事業評価、第2次いのち支える西予市自殺対策計画の策定に向けて
令和5年6月20日～ 6月28日	西予市自殺対策推進庁内ワーキング 事業ヒアリング作業	・各事業の実施状況、評価、今後の計画について事務局によるヒアリング作業
令和5年8月1日	令和5年度第1回 西予市自殺対策推進庁内幹事会	・いのち支える西予市自殺対策計画の進捗評価、第2次いのち支える西予市自殺対策計画について
令和5年7月20日～ 8月7日	西予市自殺対策推進協議会 庁外関係機関 事業ヒアリング作業	・各事業の実施状況、評価、今後の計画について事務局によるヒアリング作業
令和5年8月22日	令和5年度第1回 西予市自殺対策推進協議会	・いのち支える西予市自殺対策計画の進捗評価、第2次いのち支える西予市自殺対策計画について
令和5年12月21日～ 12月27日	令和5年度第2回 西予市自殺対策推進庁内ワーキング	・第2次いのち支える西予市自殺対策計画に向けて事業内容、評価指標、生きる支援関連施策シートの確認作業
令和6年2月1日	令和5年度第2回 西予市自殺対策推進庁内幹事会	・第2次いのち支える西予市自殺対策計画について
令和6年2月27日	令和5年度第2回 西予市自殺対策推進協議会	・第2次いのち支える西予市自殺対策計画について
令和6年3月7日～ 3月25日	ホームページに計画（案）の掲載	・パブリックコメントの募集
令和6年3月	西予市自殺対策計画策定	

第2次いのち支える西予市自殺対策計画

令和6年3月発行

発行・編集／西予市生活福祉部 健康づくり推進課

〒797-8501

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

電話 0894-62-6407 FAX 0894-62-6564